



県 章

三重県公報

平成19年 3 月 9 日(金)

第 1861 号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則

- 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則…………… (法 務 ・ 文 書 室) 2
- 三重県地方卸売市場条例施行規則…………… (農水産物安全室) 4

告 示

- 三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第 3 条第 2 項ただし書の知事等の指定する方法…………… (税 務 政 策 室) 45
- 障害者自立支援法の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定…………… (障 害 福 祉 室) 45
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による廃棄物が地下にある土地の区域の指定…………… (廃 棄 物 対 策 室) 48
- 保安林の指定をする予定である旨の通知…………… (森 林 振 興 室) 49
- 家畜伝染病検査等の実施…………… (農水産物安全室) 51
- 同件…………… (同) 51
- 家畜伝染病が発生した旨の届出…………… (同) 52
- 漁船損害等補償法の規定による付保の同意を求める旨の届出及びその関係調書の縦覧 (水 産 室) 53
- 三重県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の規定による三重県の使用に係る電子計算機と採捕の数量等の報告者の使用に係る入出力装置…………… (同) 53
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出…………… (観 光 ・ 交 流 室) 53
- 同件…………… (同) 54
- 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧…………… (道 路 保 全 室) 56
- 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧…………… (同) 59
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… (都 市 政 策 室) 60
- 同件…………… (同) 60
- 都市公園の供用区域の一部変更…………… (同) 60
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… (下 水 道 室) 61

公 告

- 一般競争入札を行う旨…………… (政 策 総 務 室) 61
- 同件…………… (税 務 政 策 室) 63
- 同件…………… (同) 64
- 争議行為を行う旨の通知…………… (勤 労 ・ 雇 用 支 援 室) 66
- 一般競争入札を行う旨…………… (同) 66
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧…………… (N P O 室) 68
- 換地を定めない土地としての指定…………… (農 地 調 整 室) 68
- 建築基準法の規定に基づく公開による聴聞…………… (建 築 開 発 室) 68
- 一般競争入札を行う旨…………… (出 納 局) 69
- 同件…………… (同) 70
- 同件…………… (同) 72
- 同件…………… (同) 74
- 同件…………… (同) 75
- 同件…………… (同) 77
- 同件…………… (同) 78
- 同件…………… (同) 80

○ 一般競争入札を行う旨	(出 納 局)	81
○ 同件	(同)	83
○ 同件	(同)	84
○ 同件	(同)	86
○ 同件	(同)	87
○ 同件	(同)	89
○ 同件	(企 業 庁)	90
○ 同件	(病 院 事 業 庁)	92
○ 同件	(教 育 委 員 会)	94
○ 同件	(同)	95
○ 同件	(警 察 本 部)	97
○ 同件	(同)	99
○ 同件	(同)	101
○ 同件	(同)	103
○ 同件	(同)	104
○ 同件	(同)	106
○ 同件	(同)	108

お知らせ

○ 県有財産売却のための一般競争入札を行う旨	(公 共 用 地 室)	110
------------------------	-------------	-----

規 則

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布します。

平成十九年三月九日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

三重県規則第十号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(三重県職員委員会規則の一部改正)

第一条 三重県職員委員会規則(昭和二十四年三重県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「職員」を「次に掲げる者」に改め、同項第二号中「吏員」を「職員」に改める。

(三重県県税犯則取締事務取扱規則の一部改正)

第二条 三重県県税犯則取締事務取扱規則(昭和二十四年三重県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第三号様式、第四号様式から第六号様式まで、第八号様式、第八号様式の二、第十号様式、第十五号様式及び第十七号様式中「三重県 吏員」を「三重県職員」に改める。

(県費支弁にかかる恩給、退職諸給与の支払事務取扱規則の一部改正)

第三条 県費支弁にかかる恩給、退職諸給与の支払事務取扱規則(昭和二十一年三重県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

(三重県県税条例施行規則の一部改正)

第四条 三重県県税条例施行規則(昭和二十四年三重県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式までの規定中「三重県吏員」を「三重県職員」に改める。

「出 納 長」 「会 計 管 理 者」

第十六号様式(その一)中 県税事務所出納員 全て を 県税事務所出納員 全て に改める。

自動車税事務所出納員 自動車税事務所出納員 」

(三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則の一部改正)

第五条 三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則(昭和二十四年三重県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第五号様式、第六号様式、第十六号様式、第十九号様式、第二十号様式、第三十六号様式及び第六十二号様式中「三重県事務吏員」を「三重県職員」に改める。

(三重県災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正)

第六条 三重県災害対策本部に関する条例施行規則(昭和三十八年三重県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「出納長」を削る。

(三重県予算調製及び執行規則の一部改正)

第七条 三重県予算調製及び執行規則(昭和三十九年三重県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十八条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

(三重県庁舎等管理規則の一部改正)

第八条 三重県庁舎等管理規則(昭和三十九年三重県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「出納長室」を削る。

(三重県公有財産規則の一部改正)

第九条 三重県公有財産規則(昭和三十九年三重県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同条第四項中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

第三十六条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

(災害救助法施行細則の一部改正)

第十条 災害救助法施行細則(昭和四十年三重県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第五条及び第十二条中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

第八号様式中「三縣縣事務(技審)主任」を「三縣縣職員」に改める。

第十号様式及び第十四号様式中「三縣縣員」を「三縣縣職員」に改める。

(三重県消防関係職員の服制及び被服貸与規則の一部改正)

第十一条 三重県消防関係職員の服制及び被服貸与規則(昭和四十三年三重県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一帽帯の図中	「知事 副知事 主任 部長級職員 次長級職員」	を	「知事 副知事 部長級職員 次長級職員」	に改め、同表胸章の図中	「副知事 出務長」	を「副知事」に改
-----------	-------------------------------------	---	-------------------------------	-------------	--------------	----------

める。

(電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則の一部改正)

第十二条 電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則(昭和四十三年三重県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第三項並びに第十一条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第六号様式中「三縣縣主任」を「三縣縣管理課長」に改める。

(主要農作物種子審査規則の一部改正)

第十三条 主要農作物種子審査規則(昭和五十年三重県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条第一項中「技術吏員」を「職員」に改める。

(行政書士法施行細則の一部改正)

第十四条 行政書士法施行細則(平成十二年三重県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四号様式中「三縣縣員」を「三縣縣職員」に改める。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第十五条 生活保護法施行細則(平成十八年三重県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第九号様式及び第十号様式中「主任」を「職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第九条の規定(第十条の改正規定に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)附則第三条第一項の規定により在職する出納長の任期中に限り、第三条の規定による改正前の県費支弁にかかる恩給、退職諸給与の

支払事務取扱規則第四条の規定、第四条の規定による改正前の三重県県税条例施行規則第十六号様式の規定、第六条の規定による改正前の三重県災害対策本部に関する条例施行規則第四条の規定、第七条の規定による改正前の三重県予算調製及び執行規則第十一条及び第十八条の規定、第八条の規定による改正前の三重県庁舎等管理規則第三条の規定、第九条の規定による改正前の三重県公有財産規則第三十六条の規定、第十一条の規定による改正前の三重県消防関係職員の服制及び被服貸与規則別表第一の規定並びに第十二条の規定による改正前の電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則第四条、第十一条及び第六号様式の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

- 3 この規則の施行前に第二条の規定による改正前の三重県県税犯則取締事務取扱規則、第四条の規定による改正前の三重県県税条例施行規則、第五条の規定による改正前の三重県県税の滞納処分に関する文書等の様式に関する規則、第十条の規定による改正前の災害救助法施行細則、第十二条の規定による改正前の電子計算組織による給与等の支出事務に関する規則、第十四条の規定による改正前の行政書士法施行細則又は第十五条の規定による改正前の生活保護法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県地方卸売市場条例施行規則をここに公布します。

平成十九年三月九日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第十一号

三重県地方卸売市場条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 市場関係事業者

第一節 卸売業者（第五条―第十六条）

第二節 仲卸業者（第十七条―第二十七条）

第三節 売買参加者（第二十八条―第三十三条）

第三章 売買取引及び決済の方法（第三十四条―第五十条）

第四章 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法（第五十一条）

第五章 市場施設の使用（第五十二条―第六十六条）

第六章 雑則（第六十七条―第七十二条）

附則

第二章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、三重県地方卸売市場条例（平成十八年三重県条例第七十三号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（取扱品目）

第三条 条例第三条の規則で定めるものは、生鮮食料品及び生鮮水産物の加工品とする。

（臨時営業等）

第四条 卸売業者又は仲卸業者は、開業日に臨時に休業し、又は休日に臨時に営業しようとするときは、あらかじめその期日及び理由を明示して知事に届け出なければならない。

第二章 市場関係事業者

第一節 卸売業者

（誓約書の提出）

第五条 卸売業者は、卸売の業務の許可を受けたときは、速やかに、誓約書（第一号様式）を知事に提出しなければならない。

（保証金の額）

第六条 条例第八条第一項の規則で定める卸売業者の預託すべき保証金の額は、別表第一に掲げるとおりとする。

2 前項の保証金の返還に際しては、利息を付けない。

（保証金の充当）

第七条 条例第八条第二項（条例第九条第三項、第十七条第二項及び第四十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により、有価証券をもって保証金に充てる場合において、条例第十条第一項（条例第十七条第二項及び第四十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定による充当を行うときは、知事は、その証券を売却し、その売却金をもって充当するものとする。

（保証金に充てることのできる有価証券の価格）

第八条 条例第八条第三項（条例第九条第三項、第十七条第二項及び第四十四条第六項において準用する場合を含む。）の規則で定める額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 国債証券、地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券については、その額面金額に相当する額
- 二 日本銀行が発行する出資証券又は特別の法律により法人が発行する債券については、その額面金額の百分の九十に相当する額

（せり人の届出）

第九条 条例第十二条の届出書の様式は、せり人届出書（第二号様式）とする。

（せり人の記章の着用）

第十条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、せり人を示す記章を付けた帽子を着用しなければならない。

（卸売業者の記章の着用）

第十一条 卸売業者の業務を執行する者は、市場内においては卸売業者であることを示す記章を着用しなければならない。

（委託者の帳簿及び書類の閲覧等）

第十二条 卸売業者は、委託者から受託物品に関する帳簿及び書類について正当な理由に基づく閲覧の要求又は質問があつたときは、これに応じなければならない。

（残高試算表の提出）

第十三条 卸売業者は、毎月末日現在における合計残高試算表を作成し、翌月十日までに知事に提出しなければならない。

（財務監査報告書の提出）

第十四条 知事は、必要と認めたときは、卸売業者に対してその業務に関する書類及び公認会計士による財務監査報告書の提出を命じることができる。

（届出事項）

第十五条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 定款を変更したとき。
 - 二 役員に変更があつたとき。
 - 三 資本金額に変更があつたとき。
 - 四 資本金の出資構成に変更があつたとき。
 - 五 総会の決議があつたとき。
- 2 卸売業者又は清算人は、卸売業者（業務を執行する役員を含む。）又はせり人が犯罪容疑のため起訴されたとき、その職務若しくは業務に関して訴訟の当事者となつたとき、若しくは当該訴訟に係る判決があつたとき又は破産手続開始の決定を受けたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（事業報告書の様式）

第十六条 条例第十三条の事業報告書の様式は、卸売事業報告書（第三号様式）とする。

第二節 仲卸業者

（承認の申請）

第十七条 条例第十五条第三項の承認申請書の様式は仲卸業務承認申請書（第四号様式）とし、同項の規則で定める書類は次に掲げるものとする。

- 一 定款又は規約
- 二 登記事項証明書
- 三 役員の住民票の写し及び履歴書並びに市町村長が発行する身分証明書及び写真
- 四 株主、出資者若しくは組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- 五 最近二年間における事業報告書
- 六 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書

七 業務を執行する役員が条例第十五条第四項第二号から第四号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

八 その他知事が必要と認める書類

(承認証の交付)

第十八条 知事は、条例第十五条第一項の承認をしたときは、仲卸業務承認証（第五号様式）を交付する。

(仲卸業者章の交付、着用等)

第十九条 知事は、仲卸業者が条例第十六条第一項の保証金を預託したときは、仲卸業者章（第六号様式）を交付する。

2 仲卸業者は、仲卸しの業務に従事するときは、前項の仲卸業者章を付けた帽子を着用しなければならない。

3 仲卸業者は、その資格を失ったときは、速やかに、第一項の仲卸業者章を知事に返還しなければならない。

(仲卸業者章の再交付)

第二十条 仲卸業者が仲卸業者章を紛失し、又は汚損したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出て、その再交付を受けなければならない。

(保証金の額)

第二十一条 条例第十七条第一項の規則で定める保証金の額は、条例第五十一条第一項の使用料（条例第三十四条第一項ただし書の規定により買入れた物品の販売金額の千分の三に相当する額を除く。）の月額額の三倍に相当する額とする。

2 前項の保証金の額を計算する場合において、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を千円として計算する。

(仲卸補助者の承認等)

第二十二条 仲卸業者は、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があるときは、知事の承認を受けて、仲卸補助者（仲卸業者の役員又は使用人で仲卸業者を補助して卸売業者の行う卸売に参加するものをいう。以下同じ。）を置くことができる。

2 仲卸業者は、前項の承認を受けようとするときは、仲卸補助者承認申請書（第七号様式）に、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

1 履歴書及び写真

11 住民票の写し及び市町村長が発行する身分証明書

12 その他知事が必要と認める書類

3 知事は、第一項の承認をしたときは、仲卸補助者章（第八号様式）を仲卸業者に交付する。

4 仲卸補助者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の仲卸補助者章を付けた帽子を着用しなければならない。

5 仲卸業者は、仲卸補助者がその資格を失ったときは、速やかに、第三項の仲卸補助者章を知事に返還しなければならない。

6 第二十条の規定は、第三項の仲卸補助者章の再交付について準用する。

(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の承認申請)

第二十三条 条例第十九条第一項の承認の申請書の様式は仲卸業者営業譲渡し譲受け承認申請書（第九号様式）とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1 第十七条第一号から第六号までに掲げるもの

11 譲受人の業務を執行する役員が条例第十四条第四項第二号から第四号までに該当しないことを誓約する書面

12 譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し

13 その他知事が必要と認める書類

2 条例第十九条第二項の承認の申請書の様式は仲卸業者合併又は分割承認申請書（第十号様式）とし、当該申請者及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により業務を承継する法人について次に掲げる書類を添付しなければならない。

1 第十七条第一号から第六号までに掲げるもの

11 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の業務を執行する役員が条例第十五条第四項第二号から第四号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

12 合併又は分割に係る契約書の写し

13 その他知事が必要と認める書類

(決算報告書)

第二十四条 条例第二十一条の決算報告書は、貸借対照表、損益計算書その他知事が必要と認める書類とする。

(仲卸業者月間売上報告書の提出)

第二十五条 仲卸業者は、毎月十日までに前月に販売した物品について仲卸業者月間売上高報告書(第十一号様式)を知事に提出しなければならない。

(不適格事項該当の届出)

第二十六条 仲卸業者は、条例第十五条第四項第一号、第二号、第四号又は第五号に該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(卸売業者の規定の準用)

第二十七条 第五条、第六条第二項、第七条、第八条、第十四条並びに第十五条第一項第一号から第四号まで及び第二項の規定は、仲卸業者に準用する。

第三節 売買参加者

(承認の申請)

第二十八条 条例第二十二条第三項の承認申請書の様式は売買参加者承認申請書(第十二号様式)とし、同項の規則で定める書類は次に掲げるものとする。

- 一 住民票の写し及び市町村長が発行する身分証明書(法人の場合にあつては、定款及び登記事項証明書)
 - 二 申請者が条例第二十二条第四項第三号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
 - 三 その他知事が必要と認める書類
- 2 条例第二十二条第四項第二号の卸売の相手方として必要な知識及び経験又は實力信用を有しない者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 申請時において二十才未満の者
 - 二 申請する業種の販売、加工等を行っている者で、申請時までに卸売市場との取引経験が三年未満の者
 - 三 申請者が法人である場合は、常時売買に参加する者が、前二号のいずれかに該当する者
 - 四 市場での売買取引に係る代金決済に関する制度に加入していない者

(承認証の交付)

第二十九条 知事は、条例第二十二条第一項の規定により売買参加者を承認したときは、売買参加者承認証(第十三号様式)を交付する。

(売買参加者章の交付及び着用)

第三十条 知事は、条例第二十二条第一項の規定により売買参加者を承認したときは、売買参加者章(第十四号様式)を交付する。

- 2 売買参加者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の売買参加者章を付けた帽子を着用しなければならない。
- 3 売買参加者は、その資格を失ったときは、速やかに、第一項の売買参加者章を知事に返還しなければならない。
- 4 第二十条の規定は、第一項の売買参加者章の再交付について準用する。

(売買参加補助者の承認等)

第三十一条 売買参加者は、その取引の適正かつ健全な運営を確保するため必要があるときは、知事の承認を受けて売買参加補助者(売買参加者の役員又は使用人で、売買参加者を補助して卸売業者の行う卸売に参加するものをいう。以下同じ。)を置くことができる。

- 2 売買参加者は、前項の承認を受けようとするときは、売買参加補助者承認申請書(第十五号様式)に売買参加補助者について次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
 - 一 履歴書及び写真
 - 二 住民票の写し及び市町村長が発行する身分証明書
 - 三 その他知事が必要と認める書類
- 3 知事は、第一項の承認をしたときは、売買参加補助者章(第十六号様式)を売買参加者に交付する。
- 4 売買参加補助者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の売買参加補助者章を付けた帽子を着用しなければならない。
- 5 売買参加者は、売買参加補助者がその資格を失ったときは、速やかに、第三項の売買参加補助者章を知事に返還しなければならない。
- 6 第二十条の規定は、第三項の売買参加補助者章の再交付について準用する。

(不適格事項該当の届出)

第三十二条 売買参加者は、条例第二十二條第四項第一号又は第三号に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(卸売業者の規定の準用)

第三十三条 第五条の規定は、売買参加者について準用する。

第三章 売買取引及び決済の方法

(現品又は見本による卸売)

第三十四条 卸売業者が市場において行う卸売は、現品又は見本によつて行われなければならない。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、銘柄によることができる。

2 卸売業者は、見本又は銘柄によつて卸売をする場合においては、卸売物品の品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他卸売に必要な事項が明らかになるように措置しなければならない。

(現品又は見本の配列)

第三十五条 卸売業者は、せり売又は入札の方法によつて卸売をする場合には、仲卸業者及び売買参加者が十分に下見ができるように現品又は見本を卸売場に配列しなければならない。

(指値等のある受託物品の措置)

第三十六条 卸売業者は、指値その他の条件のある受託物品については、その旨を当該物品に表示し、かつ、上場の際呼び上げなければならない。

2 前項の表示及び呼び上げを行わなかったときは、卸売業者は、その指値その他の条件をもつて買受人に対抗することができない。

(指値等のある未販売受託物品の措置)

第三十七条 卸売業者は、前条第一項の受託物品のうち当該条件で販売することができないものがあるときは、その旨を委託者又はその代理人に通知し、その指示を受けなければならない。

(せり売の方法)

第三十八条 せり売は、その販売物品について、品名、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後でなければ開始してはならない。

2 せり落しは、せり人が最高申込単価を三回呼び上げたときこれを決定し、その申込者をせり落し人とする。ただし、呼び上げ回数は、適宜、これを増減することができる。

3 前項の規定にかかわらず、指値のある受託物品については、最高申込単価が当該指値に達しないときは、せり落しは決定しないものとする。

4 せり人は、最高単価の申込者が二人以上あるときは、抽選その他適当な方法によつてせり落し人を決定しなければならない。

5 せり人は、せり落し人が決定したときには、直ちにせり落し単価及びせり落し人の氏名、商号又は記章の番号を呼び上げなければならない。

(入札の方法)

第三十九条 入札は、卸売業者がその販売物品について、品名、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後でなければ開始してはならない。

2 開札は、入札終了後、直ちに行われなければならない。

3 最高入札単価の入札者は、落札者とする。ただし、指値のある受託物品については、最高入札単価が当該指値に達しないときは、この限りでない。

4 前条第二項の規定は、入札について準用する。

(入札の無効)

第四十条 入札に際し、不正又は不当な行為があつた入札は、無効とする。

2 卸売業者は、入札が無効であるときは、開札の際にその理由を明示するとともに再入札に付さなければならない。

(せり売又は入札の異議の申立て)

第四十一条 せり売又は入札に参加した者は、せり売又は入札が条例第三十五条第一項各号のいずれかに該当することによりせり落し又は落札の決定に異議があるときは、直ちに、知事にその旨を申し立てることができる。

2 知事は、前項の異議の申立てについて、正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命ずることができる。

(相対取引物品の措置)

第四十二条 卸売業者は、相対取引の方法により卸売をしたときは、当該物品が相対取引によるものであることが判別できるようにしなければならない。

(受託契約約款の届出)

第四十三条 条例第三十一条第二項の届出書の様式は、受託契約約款(変更)届出書(第十七号様式)とする。

(販売原票の様式)

第四十四条 条例第三十三条第一項の販売原票の様式は、第十八号様式とする。

2 卸売業者は、販売原票に記載した事項を変更しようとするときは、知事に届け出なければならない。

(市場の卸売業者から買い入れることが困難な物品)

第四十五条 条例第三十四条第一項の市場の卸売業者から買い入れることが困難なものは、次に掲げる物品とする。

1 通常の取引において卸売業者が卸売をしない物品

11 通常の取引において卸売業者の卸売のみによつては、当該物品の買受けを制限することとなる物品

(卸売業者以外の者からの買入れの届出)

第四十六条 条例第三十四条第二項の規定による届出は、卸売業者以外の者からの買入物品販売届出書(第十九号様式)を翌月十日までに知事に提出することにより行われなければならない。

(卸売予定数量等の報告)

第四十七条 条例第三十七条第一項の規定による報告は、販売する日の前日までに卸売予定数量等報告書(第二十号様式)を提出することにより行われなければならない。

2 条例第三十七条第二項の当日卸売をした物品のうち主要な品目については、販売後、直ちに卸売数量及び価格等報告書(第二十一号様式)により知事に報告しなければならない。

3 条例第三十七条第二項の規定による報告は、その日の翌日の正午までに売上高報告書(第二十二号様式)を提出することにより行われなければならない。

4 条例第三十七条第三項の規定による報告は、売上高日計表(第二十三号様式)及び業種別売上高日計表(第二十四号様式)を毎月十日までに提出することにより行われなければならない。

(卸売予定数量等の公表)

第四十八条 条例第三十八条第二項の規定による公表は、市況等報告書(第二十五号様式)により市場の見やすい場所に掲示して行うものとする。

(委託手数料の率)

第四十九条 条例第四十条の規則で定める率は、次の各号に掲げる取扱品目ごとにそれぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

1 生鮮水産物及びその加工品 百分の六・〇

11 その他の食料品(生鮮食料品及び生鮮水産物の加工品を除く。) 百分の五・〇

(卸売代金の変更)

第五十条 条例第四十二条ただし書の正当な理由は、次に掲げる場合をいう。

1 卸売をした物品に市場取引の経験上、予見しがたい瑕疵がある場合

11 卸売をした物品に粗悪品が混入され、選別が不十分と認められる場合

111 卸売をする物品に表示された数量、品質等と卸売をした物品の数量、品質等が著しく相違している場合

1111 その他知事が特別の事情があると認める場合

2 卸売業者は、前項各号に掲げる理由により卸売代金の変更をしようとするときは、知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の届出があつたときは、条例第五十二条第一項の職員(次項において「検査員」という。)に、当該届出に係る事項が第一項各号の規定に該当することの有無を検査させるものとする。

4 知事は、前項の規定による検査の結果、第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、卸売業者に販売原票の訂正を行わせるものとし、検査員は当該販売原票を確認した旨を明記するものとする。

第四章 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法

(卸売の業務に係る物品の品質管理の方法)

第五十一条 条例第四十三条第一項の規則で定める物品の品質管理の方法は、次のとおりとする。

1 卸売業者は、卸売の業務に係る施設ごとに取扱品目、設定温度(温度管理を行う施設に限る。)及び品質管理の責任者を定め、知事に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 卸売業者は、品質管理の責任者が行う次の事項について内容を定め、知事に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。
 - イ 施設の温度管理に関すること（温度管理を行う施設に限る。）。
 - ロ 高温時の物品の品質管理に関すること。
 - ハ 物品の滞留時間の管理に関すること。
 - ニ 卸売場内での物品の取扱いに関すること。
 - ホ 市場施設及び機械器具類の清潔の保持に関すること。
 - ヘ その他品質管理の徹底に関すること。
- 2 仲卸業者は、次に掲げる事項を遵守し、物品の品質管理に努めなければならない。
 - 一 店舗等使用施設ごとに品質管理の責任者を定め、知事に届け出ること（当該届出の内容を変更する場合を含む。）。
 - 二 物品の適正な温度管理を行うこと。
 - 三 店舗内及び配送時における物品の品質保持を図ること。
 - 四 市場施設及び機械器具類の清潔の保持を図ること。
 - 五 その他品質管理の徹底を図ること。
- 3 売買参加者等は、次に掲げる事項を遵守し、物品の品質管理に努めなければならない。
 - 一 売場施設における物品の滞留時間の短縮を図ること。
 - 二 輸送時における物品の適正な温度管理を行うこと。
 - 三 市場施設及び機械器具類の清潔の保持を図ること。
 - 四 その他品質管理の徹底を図ること。

第五章 市場施設の使用

（市場施設の使用許可申請）

第五十二条 条例第四十四条第一項又は第二項の規定による許可を受けようとする者は、市場施設使用許可申請書（第二十六号様式）を知事に提出しなければならない。

（使用許可）

第五十三条 知事は、市場施設の使用を許可したときは、市場施設使用許可証（第二十七号様式）を交付する。

- 2 知事は、市場施設の使用を許可した後においても必要があると認めるときは、使用条件の一部を変更することができる。

（使用期間）

第五十四条 市場施設の使用期間は、一年間とする。

- 2 使用期間は、前項の期間を超えない範囲内において更新することができる。

（保証金の額）

第五十五条 条例第四十四条第五項の規則で定める保証金の額は、当該許可を受けた者に係る使用料の月額額の二倍に相当する額とする。ただし、その額が二百万円以上の場合、知事が別に定める額とする。

- 2 第十九条第二項の規定は、前項の保証金について準用する。

（原状変更の承認申請等）

第五十六条 条例第四十六条第一項の承認を受けようとする使用者は、市場施設原状変更承認申請書（第二十八号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 設計図
- 二 仕様書
- 三 費用見積書
- 四 その他知事が必要と認める書類

- 2 市場施設に看板、装飾、広告物等を設置する行為は、市場施設の原状を変更する行為とみなす。
- 3 知事は、条例第四十六条第一項の承認をした後においても、必要があると認めるときは当該使用者に対し、指示をし、又は当該承認に係る行為の変更若しくは除去を命ずることができる。
- 4 条例第四十六条第一項の承認又は前項の指示等を受けた使用者は、市場施設の原状変更完了後、速やかに、その旨を知事に届け出て、確認を受けた後でなければ当該市場施設を使用することができない。

（市場施設の滅失等の届出、修繕費用の使用者負担等）

第五十七条 使用者は、その使用する市場施設について滅失又はき損により補修を要する箇所を発見したときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、市場施設の補修を要すると認めたときは、その工事を施行するものとする。この場合において、軽微な修繕等に要する費用は、使用者の負担とする。
- 3 前項の場合において、当該工事施行のため使用者にやむを得ない損害を与えることがあつても、知事は、その賠償の責任を負わないものとする。

(市場施設の清掃等)

第五十八条 使用者は、市場施設を清掃し、廃棄物を所定の場所に集積し、その他市場施設の清潔な環境の保持に努めなければならない。

- 2 使用者は、商品、容器その他の物品を通路、駐車場その他使用の指定又は許可を受けた場所以外の場所に置いてはならない。
- 3 使用者は、通路、排水路その他の共同の使用場所を共同して清掃しなければならない。
- 4 何人も許可なく、ごみその他の廃棄物を市場内で焼却し、若しくは放置し、又は市場内に持ち込んではいない。

(市場施設の返還)

第五十九条 条例第五十条の規定により、市場施設を返還しなければならない者は、市場施設返還届(第二十九号様式)を知事に提出し、確認を受けなければならない。

- 2 市場施設を返還しなければならない者が知事の指定する期間内に返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの使用料に相当する額を納付しなければならない。

(使用料)

第六十条 条例第五十一条第一項の規則で定める使用料の額は、別表第二に掲げる金額により算定した額に百分の百五を乗じて得た金額(卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料にあつては、同表に掲げる金額)とする。

- 2 使用者は、市場施設を使用しない場合においても、前項の使用料を納付しなければならない。

(使用料の計算方法)

第六十一条 使用料は、その月の使用期間が一月に満たないときは、日割計算によるものとする。この場合においては、使用料の月額を三十で除して得た額に、その月における使用日数を乗じて計算するものとする。

- 2 使用料が面積を単位として定められている場合において、使用する面積に一平方メートルに満たない端数があるときは、その端数を、一平方メートルとして使用料の額を算定する。

(使用料の納付期限)

第六十二条 使用料は、毎月二十五日までにその月分を納付しなければならない。ただし、月の途中において使用を終了する場合にあつては、使用終了の日までに納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特別の理由があると認める場合には、納付期限を別に指定するものとする。

(使用料の返還)

第六十三条 条例第五十一条第二項の規則で定める特別の理由がある場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 使用者がその責めに基つかない災害によりその使用が著しく困難となった場合
- 二 使用者がその使用の廃止をした場合
- 三 公益上の必要により、その使用の許可の取消し又はその効力の停止がなされた場合

(使用料の減免)

第六十四条 条例第五十一条第三項の規則で定める特別の理由がある場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 使用者の責めに帰することができない理由によって市場施設を使用できないことが長期間にわたつた場合
- 二 条例第四十八条の規定による使用停止が長期間にわたつた場合

(使用料の減免の申請)

第六十五条 条例第五十一条第三項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(第三十号様式)にその理由を明らかにする書類を添付して知事に提出しなければならない。

(使用者の負担する費用)

第六十六条 条例第五十一条第四項の知事の指定するものは、次に掲げる市場施設において使用する電気、水道、汚水処理等の費用とする。

- 一 使用者が使用の指定又は許可を受けた市場施設
- 二 使用者が共同で使用する市場施設
- 2 前項の費用の算定は、計量器によるものとする。ただし、これによることが困難なときは、知事が適当と認める算定方法によるものとする。

- 3 第一項の費用については、その月分を翌月二十五日までに納付しなければならない。

第六章 雑則

(身分を示す証明書)

第六十七条 条例第五十二条第一項の規定により立入検査する職員は、身分証明書(第三十一号様式)を携帯するものとする。

(卸売業務の代行)

第六十八条 卸売業者は、条例第五十五条第一項に規定する理由により卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、販売の委託の申込みのあった物品について、その種類、数量、委託者その他委託に関する事項を、速やかに、知事に届け出なければならない。

- 2 条例第五十五条第一項の規定により卸売の業務を行うこととなった卸売業者は、速やかに、その旨を委託者に通知しなければならない。

- 3 知事は、条例第五十五条第二項の規定により卸売の業務を行うときは、速やかに、その旨を委託者に通知するものとする。

- 4 条例第五十五条第二項の規定により、知事がせり売の方法により卸売を行うときは、卸売の業務を行うことができない卸売業者のせり人に、当該せり売をさせることができる。

(販売原票等の保存期間)

第六十九条 卸売業者は、販売原票及び売買仕切書の写しを、その作成の日から二年間保存しなければならない。

(入場の禁止及び退場)

第七十条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、市場への入場を禁止し、又は市場外に退去を命じることができる。

- 一 暴行、脅迫その他市場の秩序を乱す行為をした者
- 二 他人の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある者
- 三 危険物(市場の業務の用に供するものを除く。)又はごみその他の廃棄物を市場内に持ち込もうとする者又は持ち込んだ者
- 四 感染性の疾病のある者
- 五 前各号に掲げるもののほか、市場の業務に支障を及ぼす行為を行う者又は行うおそれのある者

(掲示事項)

第七十一条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を市場内に掲示するものとする。

- 一 条例第四条第二項の規定により、知事が休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしたとき。
- 二 条例第五条第一項ただし書の規定により、知事が開場の時間を変更したとき。
- 三 条例第五十四条第一項、第二項又は第三項の規定により、知事が処分したとき。
- 四 その他知事が必要と認めるとき。

(委任)

第七十二条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に三重県中央卸売市場条例施行規則(平成十二年三重県規則第四十号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表第一(第六八条関係)

部 類	年間卸売(予定)金額	保証金の額
水産物部	百億円未満	五百万円
	百億円以上百五十億円未満	六百万円
	百五十億円以上二百億円未満	七百万円
	二百億円以上二百五十億円未満	八百万円
	二百五十億円以上	九百万円

別表第二(第六十条関係)

種 別	金 額 (月 額)
卸売業者市場使用料	卸売金額の十分之三・〇

仲卸業者市場使用料	条例第三十四条第一項ただし書の規定により買入れた場合におけるその買入れた物品の販売金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）の千分の三・〇	
卸売業者売場使用料	一平方メートルにつき	二百五十円
仲卸業者売場使用料	一平方メートルにつき	千二百五十円
倉庫使用料	一平方メートルにつき	九百八十円
冷蔵庫使用料	一棟（建物、機械一式）につき	百十一万三千円
製氷施設使用料	一棟（建物、機械一式）につき	十二万四千円
業者事務所使用料	一平方メートルにつき	千二百五十円
水産加工施設使用料	一平方メートルにつき	七百十六円
敷地使用料	一平方メートルにつき	百三十円

第1号様式(第5条、第27条、第33条関係)

誓 約 書

年 月 日

三重県知事 あて

主たる事務所の所在地

(個人にあつては住所)

名称及び代表者氏名

(個人にあつては氏名)

印

1 関係法令、三重県地方卸売市場条例及び三重県地方卸売市場条例施行規則並びにこれらに基づく指示に従い、誠実かつ公正に取引をいたします。

2 上記の法令等又は指示に違反したときは、相当の処分を受けても異議を申し立てません。

上記のとおり誓約いたします。

(規格A4)

第 2 号様式 (第 9 条関係)

せ り 人 届 出 書

年 月 日

三重県知事

あて

所在地

三重県地方卸売市場 部卸売業者

名称及び代表者氏名 印

三重県地方卸売市場条例第12条第 1 項 (第2項) の規定により、下記のとおり
せり人として (新規・変更) を届け出ます。

記

氏 名	届出番号 (登録)	備 考

(規格 A 4)

第 4 号様式 (第17条関係)

仲 卸 業 務 承 認 申 請 書

年 月 日

三重県知事

あて

主たる事務所の所在地

(個人にあつては住所)

名 称 及 び 代 表 者 氏 名

(個人にあつては氏名)

印

三重県地方卸売市場条例第15条第1項により、仲卸しの業務の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

名 称 及 び 代 表 者 氏 名 (個人にあつては氏名)	
主たる事務所の所在地 (個人にあつては住所)	
商 号	
資 本 金 又 は 出 資 の 額	
役 員 の 氏 名	
取 扱 品 目 の 部 類	

(規格 A 4)

第5号様式(第18条関係)

三重県指令 第 号

仲 卸 業 務 承 認 証

主たる事務所の所在地 (個人にあつては住所)	
名称及び代表者氏名 (個人にあつては氏名)	

三重県地方卸売市場条例第15条第1項の規定により、下記のとおり仲卸しの業務を行うことを承認します。

記

1 取扱品目の部類 部

2 許可番号 第 号

年 月 日

三重県知事

印

(規格A4)

第 6 号様式 (第19条関係)

仲 卸 業 者 章



材 質	プラスチック
大きさ	6 cm×12cm
地 色	水産物部 黄緑色
文字及 び数字	水産物部 黒 色
県 章	緑 色
番 号	水産物部 2001から2016までとする。

第7号様式(第22条関係)

仲卸補助者承認申請書

年 月 日

三重県知事

あて

主たる事務所の所在地
(個人にあつては住所)

三重県地方卸売市場 部仲卸業者

名称及び代表者氏名
(個人にあつては氏名)

印

三重県地方卸売市場条例施行規則第22条第1項の規定により、下記の者について仲卸補助者の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

役職名	氏名	住所	経験年数	備考

(規格A4)

第 8 号様式 (第22条関係)

仲 卸 補 助 者 章



水 産

番 号

仲 卸 業 者

補

材 質

プラスチック

大 き さ

6 cm × 12cm

地 色

水産物部 黄緑色

文 字 及

水産物部 黒 色

び 数 字

県 章

緑 色

番 号

番号は仲卸業者の番号とする。

第9号様式(第23条関係)

仲卸業者営業譲渡し譲受け承認申請書

年 月 日

三重県知事

あて

譲渡人 三重県地方卸売市場 部仲卸業者

名称及び代表者氏名
(個人にあつては氏名)

印

譲受人 主たる事務所の所在地
(個人にあつては住所)名称及び代表者氏名
(個人にあつては氏名)

印

三重県地方卸売市場条例第19条第1項の仲卸業者の営業の譲渡し及び譲受けの承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

仲卸業務許可の年月日・番号	年 月 日 ・ 第 号
譲渡する営業の取扱品目の部類	部
譲渡し及び譲受けの予定年月日	年 月 日
譲渡し及び譲受けの内容条件	
譲渡し及び譲受けを必要とする理由	

(規格A4)

第10号様式 (第23条関係)

仲卸業者合併又は分割承認申請書

年 月 日

三重県知事

あて

三重県地方卸売市場
名称及び代表者氏名

部仲卸業者

印

主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

印

三重県地方卸売市場条例第19条第2項の仲卸業者の合併又は分割の承認を受けた
いので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

合併又は 分割する 仲卸業者	名 称	
	許可年月日・番号	年 月 日 第 号
合併後存続する法人若しくは 合併により設立される法人又 は分割により当該業務を承継 する法人の住所並びに名称及 び代表者氏名		
合併又は分割に係る取扱品目 の部類		部
合併又は分割の方法及び条件		
合併又は分割の予定年月日		年 月 日
合併又は分割を必要とする理 由		

(規格 A 4)

第11号様式（第25条関係）

仲卸業者月間売上高報告書

年 月 日

三重県知事

あて

主たる事務所の所在地

(個人にあつては住所)

三重県地方卸売市場 部仲卸業者

名称及び代表者氏名

(個人にあつては氏名)

三重県地方卸売市場条例施行規則第25条の規定により、販売実績を下記のとおり報告します。

記

年 月分								
日	売上金額	備 考	日	売上金額	備 考	日	売上金額	備 考
1			11			21		
2			12			22		
3			13			23		
4			14			24		
5			15			25		
6			16			26		
7			17			27		
8			18			28		
9			19			29		
10			20			30		
						31		
上旬計		円	中旬計		円	下旬計		円
合 計 金 額			円					

(規格A4)

第12号様式 (第28条関係)

売 買 参 加 者 承 認 申 請 書

年 月 日

三重県知事

あて

住 所

(法人にあつては主
たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては代表者氏名) 印

三重県地方卸売市場条例第22条第1項の規定により、売買参加者の承認を受けた
いので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

氏 名 又 は 名 称	
住 所	(電話)
商 号	
資本金又は出資 の額	
役 員 の 氏 名	
取扱品目の部類	部

注 1 申請者が個人であるときは、資本金又は出資の額及び役員の氏名の欄
は、記入しないこと。

2 申請者が法人であるときは、氏名又は名称及び住所の欄に、当該法人の
ため常時売買に参加する者の氏名又は住所を記入すること。

(規格 A 4)

第13号様式（第29条関係）

三重県指令第 号

売 買 参 加 者 承 認 証

住 所

(法人にあつては主
たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては代表者氏名)

上記の者は、三重県地方卸売市場条例第22条第1項の規定により、下記のとおり
売買参加者として承認します。

記

1 取扱品目の部類 部

2 承認番号 第 号

3 承認期間

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

三重県知事

印

(規格A4)

第14号様式 (第30条関係)

売 買 参 加 者 章



水 産

番 号

売 買 参 加 者

材 質 プラスチック

大 き さ 6 cm×12cm

地 色	水産物部	水	色
	共 通	黄	色

文字及	水産物部	黒	色
び数字	共 通	黒	色

県 章 緑 色

番 号	水産物部	2100から2999までの番号とする。
	共 通	3100から3999までの番号とする。

※ 共通については、同一人が市場と三重県中央卸売市場で売買参加者として承認を受けたものとする。

第15号様式（第31条関係）

売買参加補助者承認申請書

年 月 日

三重県知事

あて

住 所

(法人にあっては主
たる事務所の所在地)

三重県地方卸売市場 部売買参加者

氏 名

印

(法人にあっては代表者氏名)

三重県地方卸売市場条例施行規則第31条第1項の規定により、下記の者について
売買参加補助者の承認を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

役 職 名	氏 名	住 所	経験年数	備 考

(規格A4)

第16号様式 (第31条関係)

売 買 参 加 補 助 者 章



水 産

番 号

売 買 参 加 者 (補)

材 質 プラスチック

大 き さ 6 cm×12cm

地 色 水産物部 水 色
共 通 黄 色文字及 水産物部 黒 色
び数字 共 通 黒 色

県 章 緑 色

番 号 番号は売買参加者の番号とする。

※ 共通については、同一人が市場と三重県中央卸売市場で売買参加者として承認を受けたものとする。

第17号様式（第43条関係）

受託契約約款（変更）届出書

年 月 日

三重県知事

あて

主たる事務
所の所在地

三重県地方卸売市場 部卸売業者

名称及び代表者氏名 印

三重県地方卸売市場条例第31条第2項の規定により、受託契約約款を定めました
（変更しました）ので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

受託契約約款 1 通 別添のとおり

（変更の届出の場合）

変 更 事 項	
変 更 理 由	

変更後の受託契約約款 1 通 別添のとおり

（規格A4）

第18号様式 (第44条関係)

販 売 原 票

伝票No.		入荷日 販売日	年 月 日 年 月 日	品目		産地名		
出 荷 者	住所			出 荷 明 細			荷受者	
	氏名						荷 姿	
							量 目	
							総数量	

区 分	販売方法	出荷者 (荷主) コード	品名コード	産 地 コード	せり人コード
1 委託 2 買付	1 せり 2 相対				

No.	荷姿	量目 単位	等級	販売 個数	単 価 (A)	数 量 (B)	金 額 (A) × (B)	買 受 人 コ ー ド
小 計								
合 計								

会社名

部課名

責任者

せり人

記帳者

第19号様式（第46条関係）

卸売業者以外の者からの買入物品販売届出書

年 月 日

三重県知事

あて

主たる事務所の所在地
(個人にあつては住所)

三重県地方卸売市場

部仲卸業者

名称及び代表者氏名
(個人にあつては氏名)

印

卸売業者以外の者から買い入れた物品を販売したので、三重県地方卸売市場条例
第34条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

品 目	産 地	数 量	販 売 金 額	買 入 先	販 売 年 月 日
合 計					

注 販売金額については、月ごとに合計すること。

(規格A4)

第20号様式 (第47条関係)

卸 売 予 定 数 量 等 報 告 書

年 月 日

三重県知事

あて

主たる事務
所の所在地

三重県地方卸売市場 部卸売業者

名称及び代表者氏名

三重県地方卸売市場条例第37条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

品 目	産 地	卸売予定数量	
		せり取引物品	相対取引物品
合 計			

注 せり取引又は相対取引の物品の区分ごとに合計すること。

(規格 A 4)

第21号様式（第47条関係）

卸売数量及び価格等報告書

年 月 日

三重県知事

あて

主たる事務

所の所在地

三重県地方卸売市場 部卸売業者

名称及び代表者氏名

三重県地方卸売市場条例第37条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

物品の区分（せり、相対）

品 目	産 地	単 位	卸売数量	卸 売 価 格		
				高 値	中 値	安 値

注 せり取引又は相対取引の物品の区分ごとに別葉とし、該当する物品の区分を選び○を付けること。

（規格A4）

第22号様式 (第47条関係)

売 上 高 報 告 書

年 月 日

三重県知事

あて

主たる事務

所の所在地

三重県地方卸売市場 部卸売業者

名称及び代表者氏名

三重県地方卸売市場条例第37条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

物品の 区分	品 目	産 地	委 託		買 付		卸売価格		
			数量	卸売金額	数量	卸売金額	高値	中値	安値
小 計									
小 計									
合 計									

注 せり取引又は相対取引の物品の区分ごとに小計を記入し、最後に合計すること。

(規格 A 4)

第23号様式（第47条関係）

三重県知事		あて		売 上 高		日 計		表		年 月 日	
三重県知事		あて		主たる事務所の所在地		三重県地方卸売市場		部卸売業者			
三重県地方卸売市場条例第37条第3項の規定により、下記のとおり報告します。		記		名称及び代表者氏名							
種 類	項 目	委 託	買 付	合 計	委 託	買 付	合 計	卸売金額	数量	卸売金額	数量
日別		数量	卸売金額	数量	卸売金額	数量	卸売金額	数量	卸売金額	数量	卸売金額
上 旬 計		kg	円	kg	円	kg	円	kg	円	kg	円
中 旬 計											
下 旬 計											
合 計											
備考 上旬とは1～10日、中旬とは11～20日、下旬とは21～末日とする。											

(規格A4)

第25号様式（第48条関係）

市況等報告書（せり、相対）

年 月 日

水産物部

【鮮魚】													
品目	産地	単位	卸売数量	高値	中値	安値	品目	産地	単位	卸売数量	高値	中値	安値

【冷 凍 魚】							【塩干魚・加工品】						
品目	産地	単位	卸売数量	高値	中値	安値	品目	産地	単位	卸売数量	高値	中値	安値

公表者名（ ）
 注 せり取引又は相対取引の物品の区分ごとに別葉とし、該当する物品の区分を選び○を付けること。

(規格A4)

第26号様式 (第52条関係)

市場施設使用許可申請書

年 月 日

三重県知事

あて

主たる事務所の所在地
(個人にあつては住所)名称及び代表者氏名
(個人にあつては氏名)

印

三重県地方卸売市場条例第44条第1項(第2項)の規定により、市場施設の
使用の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

使 用 目 的	
施 設 の 種 類	
位 置	別紙図面のとおり
面 積	平方メートル
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

(規格 A 4)

第27号様式（第53条関係）

三重県指令 第 号

市場施設使用許可証

名 称 (個人にあつては氏名)	様
代 表 者 氏 名	様

三重県地方卸売市場条例第44条第1項（第2項）の規定により、三重県地方卸売市場施設の使用を次のとおり許可します。

年 月 日

三重県知事

印

目 的	
施 設 の 種 類	
位 置	別紙図面のとおり
使 用 面 積	平方メートル
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

(規格A4)

第28号様式 (第56条関係)

市場施設原状変更承認申請書

年 月 日

三重県知事 あて

主たる事務所の所在地
(個人にあつては住所)名称及び代表者氏名 印
(個人にあつては氏名)

三重県地方卸売市場条例第46条第1項の規定により、市場施設の原状変更の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

施 設 の 種 類			
変 更 の 内 容			
位 置	別紙図面のとおり		
面 積	平方メートル		
変 更 の 理 由			
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用開始予定年月日	年 月 日		
請 負 人	住所・氏名	(電話)	
	現場代理人	(電話)	
設 計 者 住 所 ・ 氏 名		(電話)	
備 考			

(規格 A 4)

第29号様式（第59条関係）

市場施設返還届

年 月 日

三重県知事

あて

主たる事務所の所在地
(個人にあっては住所)名称及び代表者氏名
(個人にあっては氏名)

印

三重県地方卸売市場条例施行規則第59条の規定により、市場施設を返還するため下記のとおり届け出ます。

記

返還する市場施設	
返 還 す る 面 積	平方メートル
位 置	別紙図面のとおり
返 還 理 由	
返 還 期 日	年 月 日
施設の原状変更有無	
原状回復予定期日	年 月 日
備 考	

(規格A4)

第30号様式 (第65条関係)

使 用 料 減 免 申 請 書

年 月 日

三重県知事

あて

主たる事務所の所在地
(個人にあっては住所)名称及び代表者氏名
(個人にあっては氏名)

印

三重県地方卸売市場条例第51条第3項の規定により、使用料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

使 用 料 の 種 類	
減 免 対 象 施 設	
減 免 対 象 面 積	
納付すべき使用料額	
減 免 を 受 け る 金 額	
減 免 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
減 免 の 理 由	
備 考	

(規格 A 4)

第31号様式（第67条関係）

(表)

写 真 契 印	 第 号 身 分 証 明 書
所 属 職 名 氏 名 生年月日 年 月 日 生 上記の者は、三重県地方卸売市場条例第52条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明します。 年 月 日 三重県知事 印	

(裏)

三重県地方卸売市場条例（抜粋）

（報告及び検査）

- 第52条** 知事は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者若しくは仲卸業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者若しくは仲卸業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(名刺大)

告 示

三重県告示第149号

三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年三重県規則第82号）第3条第2項ただし書の知事等の指定する方法を次のように定め、平成19年4月2日から施行します。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

申請等を行おうとする者が、税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を税理士等に委嘱し、当該委嘱を受けた税理士等が電子情報処理組織を使用して当該申請等を行う場合において、当該税務書類の作成を委嘱した者に係る識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行うこと。

三重県告示第150号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院又は診療所	いせはまごう くらた内科	伊勢市黒瀬町690－2	平成19年3月1日
病院又は診療所	桜花台こどもクリニック	四日市市桜花台一丁目35－4	平成19年3月1日
病院又は診療所	独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院	鈴鹿市加佐登3丁目2番1号	平成19年3月1日
病院又は診療所	医療法人 山室内科	桑名市多度町小山1875	平成19年3月1日
病院又は診療所	森本メンタルクリニック	鈴鹿市西条7－23	平成19年3月1日
病院又は診療所	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257	平成19年3月1日
病院又は診療所	鈴鹿クリニック	鈴鹿市伊船町2229－8	平成19年3月1日
病院又は診療所	医療法人社団 岡波総合病院	伊賀市上野桑町1734番地	平成19年3月1日
病院又は診療所	独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター	津市久居明神町2158番地5	平成19年3月1日
病院又は診療所	らんクリニック	四日市市松本3丁目9－11	平成19年3月1日
病院又は診療所	財団法人信貴山病院分院上野病院	伊賀市四十九町2888番地	平成19年3月1日
病院又は診療所	国立大学法人 三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2丁目174番地	平成19年3月1日
病院又は診療所	みたき総合病院	四日市市生桑町字菰池458番の1	平成19年3月1日
病院又は診療所	津医療生活協同組合 白塚診療所	津市白塚町口起3568－4	平成19年3月1日
病院又は診療所	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町831番地	平成19年3月1日
病院又は診療所	津生協病院	津市船頭町1721番地	平成19年3月1日
病院又は診療所	医療法人妙光会 安田小児科内科	松阪市上川町2194－3	平成19年3月1日
病院又は診療所	医療法人 石川内科医院	四日市市天カ須賀五丁目1番10－3号	平成19年3月1日
病院又は診療所	かとう小児科	北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島592	平成19年3月1日
病院又は診療所	小渕病院	津市一志町高野254番地1	平成19年3月1日
病院又は診療所	古田医院	桑名市大仲身田屋敷327－2	平成19年3月1日
病院又は診療所	三重県厚生連 南島病院	度会郡南伊勢町東宮86－1	平成19年3月1日
病院又は診療所	特定医療法人北勢会北勢病院	いなべ市北勢町麻生田1525	平成19年3月1日
病院又は診療所	町立南伊勢病院	度会郡南伊勢町五ヶ所浦2969	平成19年3月1日
病院又は診療所	三重県厚生農業協同組合連合会 大台厚生病院	多気郡大台町佐原63－8	平成19年3月1日
病院又は診療所	なばりこどもクリニック	名張市鴻之台3番町24番地の2	平成19年3月1日
病院又は診療所	川越町国民健康保険川越診療所	三重郡川越町大字豊田一色314番地	平成19年3月1日
病院又は診療所	医療法人社団偕新会 小関医院	度会郡大紀町錦195の6	平成19年3月1日
病院又は診療所	医療法人 榊田診療所 榊田医院	名張市新町193番地	平成19年3月1日

病院又は診療所	米山クリニック	四日市市中浜田町3-28	平成19年3月1日
病院又は診療所	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里112番地1	平成19年3月1日
病院又は診療所	鈴鹿回生病院附属クリニック	鈴鹿市国府町字保子里112番地2	平成19年3月1日
病院又は診療所	山田赤十字病院	伊勢市御園町高向810番地	平成19年3月1日
病院又は診療所	市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町3038番地	平成19年3月1日
病院又は診療所	医療法人山下会 かすみがうらクリニック	四日市市八田一丁目13-17	平成19年3月1日
病院又は診療所	三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿厚生病院	鈴鹿市岸岡町589番地の2	平成19年3月1日
病院又は診療所	恩賜財団済生会松阪総合病院	松阪市朝日町一区15番地の6	平成19年3月1日
病院又は診療所	おの心のクリニック	四日市市松本3丁目10-27	平成19年3月1日
病院又は診療所	社会福祉法人鈴鹿聖十字会三重聖十字病院	三重郡菰野町宿野1219-1	平成19年3月1日
病院又は診療所	医療法人(社団) 医心会 齋木内科	志摩市阿児町鶴方1206-4	平成19年3月1日
病院又は診療所	医療法人社団 山中胃腸科病院	四日市市小古曽3丁目5-33	平成19年3月1日
病院又は診療所	医療法人社団 万年青会 坂口医院	津市垂水874	平成19年3月1日
病院又は診療所	市立四日市病院	四日市市芝田2丁目2番37号	平成19年3月1日
病院又は診療所	医療法人こどもの城 すずかこどもクリニック	鈴鹿市秋永町652-1	平成19年3月1日
病院又は診療所	青木記念病院	桑名市中央町5丁目7番地	平成19年3月1日
病院又は診療所	大桑病院	桑名市多度町袖井字境川132番地	平成19年3月1日
病院又は診療所	森心神医学クリニック	津市半田1364番地32	平成19年3月1日
病院又は診療所	医療法人久居病院	津市戸木町5043	平成19年3月1日
病院又は診療所	桑名医療生活協同組合 伊賀町診療所	桑名市伊賀町55番地の2	平成19年3月1日
薬局	みくも調剤薬局	松阪市曾原町811-1-2	平成19年2月1日
薬局	森薬局	四日市市西新地3-14	平成19年3月1日
薬局	はづ調剤薬局	四日市市羽津山町159-3	平成19年3月1日
薬局	高野尾薬局	津市高野尾町1890-78	平成19年3月1日
薬局	長七屋薬局	志摩市志摩町片田1157-1	平成19年3月1日
薬局	玉城調剤薬局病院前店	度会郡玉城町佐田881-5	平成19年3月1日
薬局	あかつき薬局	四日市市中川原2-5-32	平成19年3月1日
薬局	かめやま調剤薬局	亀山市栄町萩野1488-315	平成19年3月1日
薬局	ドレミ薬局	津市久居井戸山町800-613	平成19年3月1日
薬局	十全薬局	亀山市東台町283-2	平成19年3月1日
薬局	南勢調剤薬局	度会郡南伊勢町五ヶ所浦4134	平成19年3月1日
薬局	サニー薬局	四日市市赤水町1274-12	平成19年3月1日
薬局	サニー薬局白子店	鈴鹿市白子4丁目16-5	平成19年3月1日
薬局	平神薬堂薬局	四日市市あさけヶ丘2丁目1-43	平成19年3月1日
薬局	キリン堂薬局 伊賀上野東店	伊賀市四十九町1187-1	平成19年3月1日
薬局	鈴木薬局	四日市市赤堀1丁目2-13	平成19年3月1日
薬局	中村調剤薬局	度会郡南伊勢町五ヶ所浦4099	平成19年3月1日
薬局	有限会社 平岡回生堂薬局	四日市市富田一丁目20番10号	平成19年3月1日
薬局	平岡回生堂薬局あかつき店	四日市市あかつき台2-1-68	平成19年3月1日
薬局	平岡回生堂薬局大矢知店	四日市市下之宮町30-1	平成19年3月1日
薬局	有限会社 清水薬局	松阪市湊町229	平成19年3月1日
薬局	スイショー薬局泊店	四日市市泊山崎町2-16	平成19年3月1日
薬局	南薬局	北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島941	平成19年3月1日
薬局	ダイヤ四日市薬局	四日市市久保田1-3-10	平成19年3月1日
薬局	有限会社 うれしの調剤薬局	松阪市嬉野中川町843-4	平成19年3月1日

薬局	ダイガクドー薬局	四日市市北浜田町10-6	平成19年3月1日
薬局	スズカ調剤薬局高岡店	鈴鹿市高岡町632-1	平成19年3月1日
薬局	岸岡調剤薬局	鈴鹿市岸岡町3437番地	平成19年3月1日
薬局	スズカ調剤薬局白子店	鈴鹿市南江島町337-2	平成19年3月1日
薬局	スズカ調剤薬局	鈴鹿市南江島町14-1	平成19年3月1日
薬局	磯山調剤薬局	鈴鹿市東磯山3丁目19-26	平成19年3月1日
薬局	旭が丘調剤薬局	鈴鹿市東旭が丘3-2-8	平成19年3月1日
薬局	有限会社 寺村薬局	四日市市富田3丁目2-13	平成19年3月1日
薬局	はやふね薬局	桑名市下深谷部702	平成19年3月1日
薬局	ヒガシ薬局尾呂志店	南牟婁郡御浜町大字上野67	平成19年3月1日
薬局	きいながしま駅前薬局	北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島200-3	平成19年3月1日
薬局	長谷川薬局	四日市市楠町南五味塚846	平成19年3月1日
薬局	安塚薬局	鈴鹿市安塚町1605	平成19年3月1日
薬局	あさひ調剤薬局	鈴鹿市西条7丁目28	平成19年3月1日
薬局	ふじもと薬局	鈴鹿市住吉三丁目26-32	平成19年3月1日
薬局	あさひ町薬局	尾鷲市朝日町14-39	平成19年3月1日
薬局	くろだ薬局	尾鷲市上野町753-35	平成19年3月1日
薬局	ハーズ鈴鹿調剤薬局	鈴鹿市平野町7743-1	平成19年3月1日
薬局	勢田調剤薬局	伊勢市藤里町字丸山前671-7	平成19年3月1日
薬局	四日市調剤薬局中央店	四日市市朝日町1-14	平成19年3月1日
薬局	四日市調剤薬局おおやち店	四日市市大矢知町1068-1	平成19年3月1日
薬局	四日市調剤薬局とみすはら店	三重郡川越町豊田243-6	平成19年3月1日
薬局	三井薬局 赤尾店	桑名市赤尾1305-2	平成19年3月1日
薬局	玉村薬局 白子店	鈴鹿市白子町3-14-5	平成19年3月1日
薬局	有限会社玉村薬局 若松店	鈴鹿市若松北1-36-24	平成19年3月1日
薬局	有限会社 あゆみ調剤薬局	四日市市高見台1丁目17-15	平成19年3月1日
薬局	あゆみ調剤薬局 沖の島店	四日市市沖の島町3-5	平成19年3月1日
薬局	ファインズ薬局ベリー御菌店	伊勢市御菌町長屋2136	平成19年3月1日
薬局	ファインズ薬局ときわ店	伊勢市常磐2-1-23	平成19年3月1日
薬局	ハーブ薬局	鈴鹿市寺家町829-1	平成19年3月1日
薬局	有限会社 下里薬局	四日市市蔵町1番14号	平成19年3月1日
薬局	有限会社 井本薬局	伊賀市上野農人町425番地	平成19年3月1日
薬局	林薬局	鳥羽市鳥羽3丁目6-6	平成19年3月1日
薬局	紀南ヘルシーデポ薬局	南牟婁郡御浜町大字阿田和4748	平成19年3月1日
薬局	ジャスコ四日市尾平店薬局	四日市市尾平町字天王川原1805	平成19年3月1日
薬局	マルミヤ薬局	津市白山町南家城1435	平成19年3月1日
薬局	ハッピー薬局	桑名市東方掛越593-1	平成19年3月1日
薬局	伊吹堂薬局	四日市市新浜町18-14	平成19年3月1日
薬局	株式会社 近藤薬局	四日市市諏訪栄町16-1	平成19年3月1日
薬局	株式会社 近藤薬局三重支店	四日市市三重6丁目130-3	平成19年3月1日
薬局	足立薬局	松阪市中町1885	平成19年3月1日
薬局	有限会社 渡辺薬局	桑名市千代田町37	平成19年3月1日
薬局	有限会社 大木薬局	志摩市浜島町浜島791	平成19年3月1日
薬局	有限会社 大木薬局鵜方店	志摩市阿児町鵜方3016-24	平成19年3月1日
薬局	総合調剤薬局	尾鷲市上野町字古戸野671-6	平成19年3月1日
薬局	メディモ調剤薬局	津市一身田上津部田1817	平成19年2月1日
薬局	ゲンダ薬局	桑名市相川町7番地	平成19年3月1日
薬局	明薬局	津市芸濃町林356-1	平成19年3月1日

薬局	有限会社 うぐいす薬局	亀山市亀田町380－4	平成19年3月1日
薬局	森田薬局	度会郡玉城町田丸314	平成19年3月1日
薬局	ヒロタ薬局	伊賀市三田910	平成19年3月1日
薬局	第一調剤株式会社村田調剤薬局ララパーク店	伊勢市小木町538	平成19年3月1日
薬局	第一調剤株式会社村田調剤薬局みそのショッピングセンター店	伊勢市御園町長屋2051	平成19年3月1日
薬局	第一調剤株式会社村田調剤薬局伊勢市駅裏店	伊勢市河崎1丁目3－32	平成19年3月1日
薬局	第一調剤株式会社村田調剤薬局旧市民病院跡店	伊勢市河崎1丁目12－8	平成19年3月1日
薬局	第一調剤株式会社村田調剤薬局うらのはし店	伊勢市常磐2丁目6－27	平成19年3月1日
薬局	第一調剤株式会社村田調剤薬局小俣店	伊勢市小俣町元町520－2	平成19年3月1日
薬局	第一調剤株式会社村田調剤薬局御園店	伊勢市御園町高向693－2	平成19年3月1日
薬局	第一調剤株式会社村田調剤薬局大台店	多気郡大台町佐原宮前457－21	平成19年3月1日
薬局	第一調剤株式会社村田調剤薬局鶴方店	志摩市阿児町鶴方3009－34	平成19年3月1日
薬局	第一調剤株式会社村田調剤薬局鳥羽高前店	鳥羽市大明西町7－5	平成19年3月1日
薬局	第一調剤株式会社村田調剤薬局港湾センター店	鳥羽市鳥羽1丁目2383－4	平成19年3月1日
薬局	第一調剤株式会社村田調剤薬局桑町店	伊賀市上野桑町1802－1	平成19年3月1日
薬局	村田薬局	鳥羽市鳥羽2丁目6－62	平成19年3月1日
薬局	村田薬局 ハロー店	鳥羽市大明西町1－1	平成19年3月1日
薬局	有限会社イトーファーマシー本社薬局	鈴鹿市地子町639－9	平成19年3月1日
薬局	澤田薬局	度会郡玉城町田丸251	平成19年3月1日
薬局	玉城調剤薬局岡村店	度会郡玉城町岡村字西廣484－4	平成19年3月1日
薬局	チェリー調剤薬局東員店	員弁郡東員町山田西畑1761－2	平成19年3月1日
薬局	山中ハート薬局	伊勢市宇治中之切町23	平成19年3月1日
薬局	株式会社社長谷部薬局	津市東丸之内18番16号	平成19年3月1日
薬局	井上薬局	松阪市新町916	平成19年3月1日
薬局	ジャスコ松阪調剤薬局	松阪市船江町1392－27	平成19年3月1日
薬局	漢方薬局近藤薬草店	四日市市諏訪町4－15	平成19年3月1日
薬局	杉浦薬局県道店	鈴鹿市加佐登3－13－1	平成19年3月1日
薬局	神部調剤薬局	鈴鹿市神戸8丁目28－2	平成19年3月1日
訪問看護	訪問看護ステーション うえの	伊賀市上野中町2976番地1	平成19年3月1日
訪問看護	訪問看護ステーション あるく	鈴鹿市岸岡町589－2	平成19年3月1日

三重県告示第151号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を次のとおり指定します。

平成19年3月9日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 指定区域

(1) 指定番号 1

伊賀市西明寺字池之側1800番地、1802番地、1802番地の1、1802番地の2、1803番地、1804番地、1805番地、1806番地、1806番地の1、1808番地、1823番地の1、1828番地、1831番地、1832番地、1834番地、1835番地、1836番地の1

(2) 指定番号 2

伊賀市西明寺字小永見1968番地

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号に規定する埋立地

3 資料の閲覧

指定に係る指定台帳及び図面は、三重県環境森林部廃棄物対策室及び伊賀農林商工環境事務所に備え置いて閲覧に供します。

三重県告示第152号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

平成19年3月9日

三重県知事 野呂昭彦

第1 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市五郷町桃崎字ナメラ966、968の1、968の2、968の4

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、熊野市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第2 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市二木島里町字ヲコ谷27、字御座谷184、字尻坪198

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、熊野市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第3 1 保安林予定森林の所在場所

南牟婁郡紀宝町高岡字峯地657の7、658の3、658の4、658の18

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、紀宝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第4 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市五郷町寺谷字桑谷1425

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、熊野市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第5 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市育生町粉所字小振谷119、125

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、熊野市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第6 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市五郷町湯谷字小滝671、671の1、672

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、熊野市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第7 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市新鹿町字アゾシ1781、1783、1784、1793、1794、1795、字浅谷口1791、1791の1、1791の2、字湯ノ向1792

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、熊野市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第8 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市育生町粉所字水呑谷111、112、113、114、114の1、115、字倉本638の1、638の2

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、熊野市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第9 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市飛鳥町佐渡字小ヒツ略786、787、字枝谷791、棚ヶ谷797、枝谷799、800、801、棚ヶ谷804、805、811の1、811の2、棚ヶ谷811の3、811の5、棚ヶ谷812、813、814、815、字石搭825の1

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、熊野市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県環境森林部森林振興室並びに熊野市役所及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第153号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり牛の死体について、伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものの発生の状況及び動向を把握するための検査を実施します。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 実施する区域

三重県全域

(2) 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛であって、家畜保健衛生所長が指示する牛

3 実施の期日

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

4 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に定める方法によります。

三重県告示第154号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づく腐そ病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、ニューカッスル病検査、牛ヨーネ病検査、牛ブルセラ病検査、牛結核病検査、馬伝染性貧血検査、アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査、牛流行熱検査及びブルータンク検査を次のとおり実施します。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 実施の目的

腐そ病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、ニューカッスル病、牛ヨーネ病、牛ブルセラ病、牛結核病及び馬伝染性貧血の発生予防並びにアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病、牛流行熱及びブルータングの発生予防のため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 実施する区域

三重県全域

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 腐そ病検査

みつばち

イ 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査及びニューカッスル病検査

鶏（種卵の産卵をしている鶏及びその目的で飼養している鶏）

ウ 牛ヨーネ病検査

牛（生後6月以上の搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛、種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛及びこれらと同一施設内で飼養している牛のうち前回の検査日以降に県外から導入された牛、県内で生産された未検査牛、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している未検査肉用雌牛、平成18年度に初めて検査を受けた牛、平成14年度に検査を受けた牛並びに家畜保健衛生所長が特に必要と認めた牛）

エ 牛ブルセラ病検査及び牛結核病検査

牛（生後3月以上の搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛、種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛及びこれらと同一施設内で飼養している牛のうち過去未検査を受けていない牛、平成14年度に検査を受けた牛並びに家畜保健衛生所長が特に必要と認めた牛）

オ 馬伝染性貧血検査

馬（生後180日以上の子馬）

カ アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査、牛流行熱検査及びブルータング検査

牛（家畜保健衛生所長が特に必要と認めた未越冬牛）

3 実施の期日

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において当該地域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

(1) 腐そ病については、臨床検査及び細菌検査

(2) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査については、凝集反応検査

(3) ニューカッスル病検査については、赤血球凝集抑制反応検査

(4) 牛ヨーネ病検査については、酵素免疫測定法、ヨーニン検査及び補体結合反応検査

(5) 牛ブルセラ病検査については、凝集反応検査及び補体結合反応検査

(6) 牛結核病検査については、ツベルクリン反応検査、疫学的検査及び臨床検査

(7) 馬伝染性貧血検査については、寒天ゲル内沈降反応検査

(8) アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病及び牛流行熱検査については、臨床検査及び中和試験

(9) ブルータング検査については、臨床検査及び寒天ゲル内沈降反応検査

三重県告示第155号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出がありました。

平成19年3月9日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 病名

伝達性海綿状脳症

2 家畜の種類

牛

3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

疑似患畜 2頭

4 発生の区域

三重県松阪市及び度会郡

5 発生年月日

平成19年2月23日

三重県告示第156号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありましたので、同令第5条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 届出事項

発 起 人		加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
鳥羽市	永富 正都	鳥羽磯部	鳥羽磯部漁業協同組合
鳥羽市	浦口 利雄	鳥羽磯部	鳥羽磯部漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成19年3月9日から同月23日まで

(2) 縦覧場所

鳥羽市鳥羽4-2360-16 鳥羽磯部漁業協同組合

三重県告示第157号

三重県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年三重県規則第73号）第6条第1項の規定により、三重県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と採捕の数量等の報告者の使用に係る入出力装置を次のように指定しました。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

管理番号	入出力装置の管理者の名称	入出力装置の設置場所
1	三重県農水商工部	三重県津市広明町13
2	三重県科学技術振興センター水産研究部	三重県志摩市浜島町浜島3564-3
3	鈴鹿市漁業協同組合	三重県鈴鹿市白子1-6281-2
4	白塚漁業協同組合	三重県津市白塚町4882-4
5	鳥羽磯部漁業協同組合	三重県鳥羽市鳥羽4-2360-16
6	志摩の国漁業協同組合	三重県志摩市志摩町和具1896-53
7	くまの灘漁業協同組合	三重県度会郡南伊勢町奈屋浦3
8	錦漁業協同組合	三重県度会郡大紀町錦180
9	長島町漁業協同組合	三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島字前浜2187-2
10	海山漁業協同組合	三重県北牟婁郡紀北町海山区引本浦616-41
11	尾鷲漁業協同組合	三重県尾鷲市港町3-6
12	熊野漁業協同組合	三重県熊野市木本町330-59

三重県告示第158号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあっては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県農水商工部観光局観光・交流室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成19年3月9日

三重県知事 野呂 昭彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マイカル桑名店1番街、2番街、3番街

桑名市新西方一丁目22番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
三交不動産株式会社	津市丸之内9番18号	柳生 利勝
株式会社マイカル	大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号	岡田 元也

変更後

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
三交不動産株式会社	津市丸之内9番18号	柳生 利勝
株式会社マイカル	大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号	川本 敏雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社マイカル	大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号	岡田 元也
株式会社アंक	桑名市新西方1丁目22番地	大石 秀治
株式会社マスオカメラ	桑名市馬道1-48-2	鈴木 英雄
有限会社サイリスインターナショナル	愛知県名古屋市中区東区藤ヶ丘170番地2	田中 公雄
有限会社お花ちゃん生花店	桑名市南寺町16	水谷 幸夫
株式会社キリン堂	大阪府吹田市江坂町1-22-26	寺西 忠幸
株式会社あーる工房	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内11丁目94	鬼頭 明彦
株式会社三栄堂	桑名市桑栄町2	水谷 有志
株式会社織部	岐阜県多治見市旭ヶ丘10-6	奥村紀八郎
有限会社茶茂	桑名市京町41	伊藤 博章
株式会社柿安本店	桑名市吉之丸8	赤塚 安則
有限会社農業法人モクモク	阿山郡阿山町西湯船3609	木村 修
カネボウレインボウハット株式会社	東京都板橋区板橋1丁目42番13号	桜井 英昭
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1	寺井 秀藏
株式会社丸澤屋	愛知県名古屋市中川区山王4丁目6番2号	澤木 孝夫
合資会社紺忠	桑名市有楽町25	松岡 信
株式会社シンマツヤ	四日市市富州原6-5	酒井 雅司
株式会社ヤマダヤ洋品店	愛知県名古屋市中区城西1-3-5	山田 道郎
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14	木山 茂年
ジュエル有限会社	四日市市富州原町7-4	水谷 守成

有限会社水谷造園土木	桑名市多度町北猪飼 1 6 6 - 1	水谷 慎二
マース株式会社	桑名市新矢田 1 - 120 - 3	増田 澄子
株式会社コックス	静岡県浜松市鍛冶町 320 - 23	藤野 武美
株式会社ロイヤル	愛知県名古屋市中村区東宿 3 - 45	中瀬 巖
有限会社羽田靴店	四日市市富州原 8 - 11	羽田 義一
株式会社桑名スポーツ	桑名市寿町 3 - 60	稲垣 紀雄
林 憲秀	桑名市新西方 1 - 22 - 311	—
株式会社リオ横山	愛知県名古屋市中区平和 1 - 15 - 27	横山 一幸
株式会社ジン	四日市市諏訪町 9 - 14	山本 篤
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋 3 - 9 - 7	臼井 一秀
株式会社川スミ	愛知県海部郡弥富町鰯浦南前新田 215	川澄 一夫
株式会社キクチメガネ	愛知県名古屋市中区檀木 1 - 19	森 一成
アスク環境開発株式会社	愛知県名古屋市中区丸の内 2 丁目 19 番地 25 号	木島 幹吾
株式会社メガスポーツ	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1	中川 純夫
株式会社ワンニャンハウス	奈良県北葛城郡広陵町平尾 653 - 2	北村 務

変更後

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社マイカル	大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目 1 番 30 号	川本 敏雄
株式会社アंक	桑名市新西方 1 丁目 22 番地	大石 秀治
株式会社マスオカメラ	桑名市馬道 1 - 48 - 2	鈴木 英雄
有限会社サイリスインターナショナル	愛知県名古屋市中区東区藤ヶ丘 170 番地 2	田中 公雄
有限会社お花ちゃん生花店	桑名市南寺町 16	水谷 幸夫
株式会社キリン堂	大阪府吹田市江坂町 1 - 22 - 26	寺西 忠幸
株式会社あーる工房	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内 11 丁目 94	鬼頭 明彦
株式会社三栄堂	桑名市桑栄町 2	水谷 有志
株式会社織部	岐阜県多治見市旭ヶ丘 10 - 6	奥村紀八郎
有限会社茶茂	桑名市京町 41	伊藤 博章
株式会社柿安本店	桑名市吉之丸 8	赤塚 安則
有限会社農業法人モクモク	伊賀市西湯船 3609	木村 修
カネボウレインボウハット株式会社	東京都板橋区板橋 1 丁目 42 番 13 号	桜井 英昭
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町 6 - 8 - 1	寺井 秀藏
株式会社丸澤屋	愛知県名古屋市中川区山王 4 丁目 6 番 2 号	澤木 孝夫
合資会社紺忠	桑名市有楽町 25	松岡 信
株式会社シンマツヤ	四日市市富州原 6 - 5	酒井 雅司
株式会社ヤマダヤ洋品店	愛知県名古屋市中区城西 1 - 3 - 5	山田 道郎
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩 1 - 48 - 14	木山 茂年
ジュエル有限会社	四日市市富州原町 7 - 4	水谷 守成
有限会社水谷造園土木	桑名市多度町北猪飼 166 - 1	水谷 慎二
マース株式会社	桑名市新矢田 1 - 120 - 3	増田 澄子
株式会社コックス	静岡県浜松市鍛冶町 320 - 23	藤野 武美
株式会社ロイヤル	愛知県名古屋市中村区東宿 3 - 45	中瀬 巖
有限会社羽田靴店	四日市市富州原 8 - 11	羽田 義一
株式会社桑名スポーツ	桑名市寿町 3 - 60	稲垣 紀雄
林 憲秀	桑名市新西方 1 - 22 - 311	—

株式会社リオ横山	愛知県名古屋市中区平和1-15-27	横山 一幸
株式会社ジン	四日市市諏訪町9-14	山本 篤
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋3-9-7	白井 一秀
株式会社川スミ	愛知県弥富市鰯浦町南前新田215	川澄 一夫
株式会社キクチメガネ	愛知県名古屋市中区東区檀木1-19	森 一成
アスク環境開発株式会社	愛知県名古屋市中区丸の内2丁目19番地25号	木島 幹吾
株式会社メガスポーツ	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	中川 純夫
株式会社ワンニャンハウス	奈良県北葛城郡広陵町平尾653-2	北村 務

3 変更の年月日

平成18年5月25日

4 変更の理由

設置者及び小売業者の代表者の変更のため

5 届出の日

平成19年2月26日

6 届出等の縦覧場所

三重県農水商工部観光局観光・交流室

四日市農林商工環境事務所

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成19年3月9日から同年7月9日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第159号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあっては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県農水商工部観光局観光・交流室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成19年3月9日

三重県知事 野呂 昭彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

四日市近鉄ビル

四日市市諏訪栄町7番34号外5筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 28,208㎡

変更後 30,721㎡

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社四日市近鉄百貨店 (地下1階から地上2階までのうち写真、薬局及び書籍を除く。)	午前10時 地上1階は年間3日間 午前9時	午後8時	午前10時 地上1階は年間3日間 午前9時	午後8時
(地上1階のうち写真及び薬局)	午前8時	午後8時	午前8時	午後8時
(地上1階及び地上2階のうち書籍)	—	—	午前10時	午後10時

(地上 3 階から地上11階まで)	午前10時	午後 7 時 年間 6 日間は 午後 7 時30分	午前10時	午後 7 時 年間 6 日間は 午後 7 時30分
-------------------	-------	---------------------------------	-------	---------------------------------

- 3 変更の年月日
平成19年11月 1 日
- 4 変更する理由
2 の(1)の事項 非物販店舗及び事業用区画の一部を物販店舗とするため
2 の(2)の事項 一部の営業形態が変化するため
- 5 届出の日
平成19年 2 月28日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県農水商工部観光局観光・交流室
四日市農林商工環境事務所
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成19年 3 月 9 日から同年 7 月 9 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路保全室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
平成19年 3 月 9 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

第 1

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 四日市員弁線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市大鐘町字安田1300番 2 地先から	旧	8.00～9.00	230.00
四日市市大鐘町字安田1265番 2 地先まで	新	8.00～18.00	230.00

第 2

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 湯の山温泉線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
三重郡菰野町大字菰野字三ノ瀬8492番 5 から	旧	4.00～7.50	48.00
三重郡菰野町大字菰野字三ノ瀬8492番 4 まで	旧新	8.00～8.50	45.00

第 3

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 亀山白山線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市稲葉町字坊ヶ谷3877番 1 地先内	旧	16.11～24.26	21.08
	新	16.11～24.38	21.08

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 久居美杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市美杉町竹原字下中野3138番 5 から	旧新	6.00～17.00	1157.00
津市美杉町竹原字宮ノ下2736番 1 まで	新	12.90～31.00	1157.00

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 松阪嬉野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市岡本町字下川原212番 2 から	旧	4.80～14.50	670.00
松阪市藤之木町字南浦1271番まで	旧新	12.00～21.00	977.80

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 嬉野津線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市嬉野新屋庄町1166番地先から	旧	15.00～17.00	53.00
松阪市嬉野新屋庄町69番 2 地先まで	新	15.00～20.00	53.00

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 伊勢松阪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡明和町大字根倉字八束穂1493番 4 から	新	6.00～16.00	202.00
多気郡明和町大字行部字東浦282番28まで			

第 8

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 42号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市二見町松下字馬ヶ谷1842－ 4 地内	旧	12.00	12.00
	新	14.00～17.00	12.00

第 9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 伊勢南島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市楠部町字丸山156番12から	旧	21.00～24.40	19.00
伊勢市楠部町字丸山156番25まで	新	24.20～24.40	19.00

第10

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 名張曽爾線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
名張市大字青蓮寺字青蓮寺山2850番1439地内	旧	8.40～8.60	50.00
	新	12.80～15.00	50.00

第11

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 名張曽爾線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
名張市大字青蓮寺字青蓮寺山2850番1486から	旧	9.20～17.60	76.00
名張市大字中知山字奥山448番65まで	新	9.20～20.40	76.00

第12

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 名張曽爾線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
名張市大字中知山字奥山448番40から	旧	9.20～19.60	86.00
名張市大字青蓮寺字青蓮寺山2850番1496まで	新	9.20～28.00	86.00

第13

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 中井浦九鬼線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
尾鷲市坂場町1206番26から	旧	6.00～6.30	77.00
尾鷲市宮ノ上町1328番 7 まで	旧新	14.00～14.80	71.50

三重県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路保全室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成19年3月9日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 桑名大安線	桑名市大字島田字川北1073番 7 から 桑名市大字島田字上折1178番 4 まで	平成19年3月12日

県道 四日市員弁線	四日市市大鐘町字安田1300番2地先から 四日市市大鐘町字安田1265番2地先まで	平成19年3月9日
県道 伊勢松阪線	多気郡明和町大字根倉字八束穂1493番4から 多気郡明和町大字行部字東浦282番28まで	平成19年3月9日
一般国道 166号	松阪市飯高町森字かけの口195番3から 松阪市飯高町森字北上山245番2まで	平成19年3月9日
一般国道 166号	松阪市飯高町森字北上山245番2から 松阪市飯高町森字かけの口3番5まで	平成19年3月9日
一般国道 166号	松阪市飯高町七日市字松葉1040番から 松阪市飯高町七日市字松葉1040番1まで	平成19年3月9日
県道 伊賀信楽線	伊賀市玉瀧字中山6258番3から 伊賀市玉瀧字城出6104番9まで	平成19年3月9日

三重県告示第162号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成19年3月9日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 施行者の名称
 松阪市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 松阪都市計画公園事業
 6・6・2 松阪市総合運動公園
- 3 事業施行期間
 平成8年10月29日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
 変更なし
 - (2) 使用の部分
 変更なし

三重県告示第163号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成19年3月9日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 施行者の名称
 松阪市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 松阪都市計画公園事業
 7・3・1 宝塚古墳公園
- 3 事業施行期間
 平成14年6月25日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
 変更なし
 - (2) 使用の部分
 変更なし

三重県告示第164号

三重県都市公園条例（昭和47年三重県条例第33号）第14条の2の規定に基づき、次の都市公園に係る供用区域

の一部を次のとおり変更します。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 名称
熊野灘臨海公園
- 2 位置
北牟婁郡紀北町長島区大字東長島字片上
- 3 変更に係る区域
別図のとおり
「別図」は省略し、三重県尾鷲建設事務所において縦覧に供します。
- 4 供用開始の期日
平成19年3月9日

三重県告示第165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 施行者の名称
志摩市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
浜島都市計画下水道事業
磯部都市下水路
- 3 事業施行期間
昭和53年11月14日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 契約名称
複写機賃貸借契約
 - (2) 借入物品及び数量
仕様A 複写機 8台
仕様B 複写機 1台
 - (3) 借入物品の特質等
借入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (4) 契約期間
平成19年4月1日から平成22年3月31日までとします。
 - (5) 納入期限
平成19年4月1日（日）午前8時30分までとします。

(6) 納入場所

仕様A 三重県政策部（三重県本庁舎）

仕様B 三重県政策部宮川流域ルネッサンス（三重県伊勢庁舎2階）

三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する場所とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月16日（金）午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（ただし、複数年契約の場合は、過去2年の間に検収等を受けた契約（契約期間中を含みます。）の実績の有無を示す報告書）
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 仕様書に掲げる特質等を有することを示す機能証明書
- (5) 当該物品に係る迅速なメンテナンス体制が整備されていることを示す書類

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県政策部政策総務室予算・経理グループ 担当 大下

電話 059-224-2026

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日（金）から同月16日（金）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月22日（木）

仕様A 午前11時

仕様B 午前11時20分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県本庁舎 3階 政策部会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額

の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の 5 以上の額とします。ただし、規則第70条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成19年 3 月 9 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成19年度汎用電子計算機処理に係るデータエントリー業務

(2) 委託業務の仕様等

入札説明書（仕様書）によります。

(3) 委託期間

平成19年 4 月 2 日から平成20年 3 月31日までとします。

(4) 委託業務履行場所

受託業者施設及び三重県庁内

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を添付して平成19年 3 月22日（木）午後 5 時までに 4 の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書、誓約書

(2) 過去 2 年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明書）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

(4) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月

以内に発行したものです。) の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務部税務政策室 担当 上村、板橋
電話 059-224-2127

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日（金）から同月22日（木）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月29日（木）午前10時
場所 三重県津市栄町1丁目891
三重県吉田山会館 3階 306会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

(4) 本入札は、予算の議決をされるものとして公告します。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成19年度軽油流通情報管理システムに係る汎用電子計算機処理業務

(2) 委託業務の仕様等

入札説明書(仕様書)によります。

(3) 委託期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日までとします。

(4) 委託業務履行場所

受託業者施設及び三重県庁内

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を添付して平成19年3月22日(木)午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書、誓約書

(2) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し

(4) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部税務政策室 担当 上村、板橋

電話 059-224-2127

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日(金)から同月22日(木)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月29日(木)午前10時10分

場所 三重県津市栄町1丁目891

三重県吉田山会館 3階 306議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否
要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

(4) 本入札は、予算の議決をされるものとして公告します。

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成19年2月28日、山田赤十字病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 事 件

(1) 全体要求について
(2) 職場要求について

2 日 時

平成19年3月15日午前0時以降要求解決まで

3 場 所

山田赤十字病院内の全職場又は一部の職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

事務用空調機器 5台

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

平成19年3月30日（金）

(4) 納入場所

三重県立津高等技術学校 本館1階

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月16日(金)午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (4) 入札説明書(仕様書)に示す特質等を有することを示す機能及び定価証明書

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-0817 三重県津市高茶屋小森町字中山1176-2
三重県立津高等技術学校 担当 川田、松田
電話 059-234-2839

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日(金)から同月16日(金)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月20日(火)午前10時
場所 三重県津市高茶屋小森町字中山1176-2
三重県立津高等技術学校 本館2階会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であつて、規則第66条の規

定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第 72 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

- (1) 契約書作成の要否
要

- (2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

- (3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部NPO室及び各県民センターに備え置いて、平成19年4月28日まで縦覧に供します。

平成19年3月9日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 申請のあった年月日

平成19年2月28日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称

特定非営利活動法人日本代替・統合医療研究所

- (2) 代表者の氏名

橋爪 勝

- (3) 主たる事務所の所在地

桑名市大字桑部589番地 1

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、国民に対して、代替・統合医療の正しい知識を収集・整理・公開する事業を行い、もって国民の健康生活の向上に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営経営体育成基盤整備事業中瀬川地区荒木換地区の換地計画において、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定しましたので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告します。

平成19年3月9日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

市町	大字	字	地番	地目	地積 m ²
伊賀市	荒木	寺之前	1519－ 1	原野	28
〃	〃	〃	1437	田	43
〃	〃	上清水	624－ 2	宅地	1.98
〃	〃	〃	617－ 1	田	1316
〃	〃	〃	617－ 3	〃	46
〃	〃	下清水	780	〃	77
〃	〃	石田	1279	〃	1020

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第3項ただし書の規定による建築物の建築（新築）許可について、同条第13項の規定に基づき公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成19年3月9日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

意見の聴取日時	意見の聴取場所	意見の聴取目的
平成19年3月16日(金) 午後2時から	伊勢市浦口4丁目3-24 西口公民館2階集会室 電話 0596-24-7083	第一種中高層住居専用地域における次の建築物の 建築(新築)許可について利害関係を有する者か らの意見聴取 建 築 主 株式会社ぎゅーとら 代表取締役 清水 秀隆 建築場所 伊勢市二俣二丁目226番54 ほか5筆 建 築 物 用 途 物販店舗(食料品販売) 構 造 鉄骨造 平屋建て 延べ面積 1,087.44㎡

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号)第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

三重県消費生活情報提供サービス業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

平成19年4月1日(日)から平成22年3月31日(水)までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県知事が入札説明書(仕様書)で指定する場所とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月16日(金)午後5時15分までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し

(3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局出納総務室契約調整グループ 担当 宮城

電話 059-224-2772

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日(金)から同月15日(木)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月23日(金) 午前10時30分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県庁 1階 第108会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書(仕様書)によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号)第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

みえ県民交流センター清掃管理等業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成21年3月31日(火)まで

(4) 委託業務履行場所

三重県津市羽所町700番地 アスト津 3階

みえ県民交流センター

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号若しくは第8号若しくは建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第156号)附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第6号に掲げる事業について三重県知事の登録を受けている者又は入札時まで登録を受ける見込みのある者であること。
- (6) 三重県内に事務所等を有し、かつ、三重県の要請に応じ1時間以内でみえ県民交流センターに到着できる者であること。
- (7) 手形交換所により取引停止処分を受けている者でないこと。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月16日(金)午後5時15分までに4の(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (4) 2の(5)であることを証明する書類の写し
- (5) 三重県内に事務所等を有し、かつ、三重県の要請に応じ1時間以内でみえ県民交流センターに到着できることがわかる書類

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納総務室契約調整グループ 担当 宮城
電話 059-224-2772

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日(金)から同月15日(木)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。

(3) 競争入札参加資格の確認結果通知

平成19年3月20日(火)に通知します。

(4) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月26日(月)午前11時30分
場所 三重県津市広明町13番地
三重県庁 1階 第106会議室

(5) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (4)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否
要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成19年度河川水質常時監視事業業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

平成19年4月2日（月）から平成20年3月31日（月）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する場所とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

(5) 三重県内の事業場において、計量法第107条第1項第2号に係る計量証明事業（水または土壌中の物質の濃度）の登録を受けていること。

(6) 水質調査に必要な技術及び経験を有していること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月20日（火）午後5時15分までに4の(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (4) 三重県内の事業所において、計量法第107条第1項第2号に係る計量証明事業(水または土壌中の物質の濃度)の登録を受けていることを証明する書類の写し
- (5) 過去5年間に河川、海域又は湖沼の水質調査を請け負った実績を示す証明書

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局出納総務室 担当 加納、土性

電話 059-224-2772

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日(金)から同月20日(火)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。

(3) 競争入札参加資格の確認結果通知

平成19年3月23日(金)に通知します。

(4) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月27日(火) 午前10時

場所 三重県津市栄町1-891

三重県吉田山会館 2階 第204会議室

(5) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (4)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であつて、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

(4) 本入札は、予算の議決をされるものとして公告します。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県知事 野呂昭彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成19年度海域水質常時監視事業業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

平成19年4月2日（月）から平成20年3月31日（月）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する場所とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

(5) 三重県内の事業場において、計量法第107条第1項第2号に係る計量証明事業（水または土壌中の物質の濃度）の登録を受けていること。

(6) 水質調査に必要な技術及び経験を有していること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月20日（火）午後5時15分までに4の(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4) 2の(5)であることを証明する書類の写し

(5) 過去5年間に河川、海域又は湖沼の水質調査を請け負った実績を示す証明書

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局出納総務室 担当 加納、土性

電話 059-224-2772

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日（金）から同月20日（火）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。

(3) 競争入札参加資格の確認結果通知

平成19年3月23日(金)に通知します。

(4) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月27日(火) 午前10時30分

場所 三重県津市栄町1-891

三重県吉田山会館 2階 第204会議室

(5) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (4)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書(仕様書)によります。

(4) 本入札は、予算の議決をされるものとして公告します。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号)第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

三重県立小児心療センターあすなろ学園寝具供給業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

平成19年4月1日(日)から平成22年3月31日(水)までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県津市城山町1丁目12番3号

三重県立小児心療センターあすなろ学園

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月20日(火)午後5時15分までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13

三重県出納局出納総務室契約調整グループ 担当 富岡、土性

電話 059-224-2772

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日(金)から同月19日(月)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月28日(水)午前10時

場所 三重県津市桜橋3-446-34

三重県津庁舎 6階 66会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び購入予定数量

牛海綿状脳症（BSE）検査キット（単価契約）

180検体用約110セット

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 契約期間

平成19年4月2日（月）から平成20年3月31日（月）までとします。

(4) 納入場所

四日市食肉衛生検査所 四日市市新正4-21-5

松阪食肉衛生検査所 松阪市大津町883-2

中央家畜保健衛生所 津市一身田上津部田1742-1

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月22日（木）午後5時15分までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局出納総務室 担当 加納、土性

電話 059-224-2772

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日(金)から同月22日(木)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月28日(水) 午前10時10分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県庁 1階 106会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書(仕様書)によります。

(4) 本調達は、予算の議決をされるものとして公告します。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号)第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

三重県立小児心療センターあすなろ学園入院児童等衣類洗濯業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

平成19年4月1日(日)から平成22年3月31日(水)までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県津市城山町1丁目12番3号

三重県立小児心療センターあすなろ学園

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月20日(火)午後5時15分までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13

三重県出納局出納総務室契約調整グループ 担当 富岡、土性

電話 059-224-2772

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日(金)から同月19日(月)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月28日(水)午前10時30分

場所 三重県津市桜橋3-446-34

三重県津庁舎 6階 66会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否
要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

三重県立小児心療センターあすなろ学園宿日直業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

平成19年4月1日（日）から平成22年3月31日（水）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県津市城山町1丁目12番3号

三重県立小児心療センターあすなろ学園

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月20日（火）午後5時15分までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13

三重県出納局出納総務室契約調整グループ 担当 富岡、土性

電話 059-224-2772

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日（金）から同月19日（月）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月28日（水）午前11時

場所 三重県津市桜橋3-446-34

三重県津庁舎 6階 66会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成19年度三重県景気動向指数作成業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

平成19年4月2日(月)から平成20年3月31日(月)までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県知事が入札説明書(仕様書)で指定する場所とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月19日(月)午後5時15分までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納総務室 担当 土性、加納
電話 059-224-2772

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日(金)から同月19日(月)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月28日(水)午前11時
場所 三重県津市広明町13番地
三重県庁 1階 第106会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否
要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

(4) 本入札は、予算の議決がされるものとして公告します。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成19年度視覚障害者向け広報テープ「声の三重県だより」制作及び配送業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

平成19年4月2日（月）から平成20年3月31日（月）までとします。

(4) 委託業務履行場所

知事が入札説明書（仕様書）で指定する場所とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

(5) 委託業務について迅速かつ適正に履行できる者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月19日（月）午後5時15分までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4) その他入札説明書（仕様書）で提出を求める書類

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局出納総務室 担当 土性、加納

電話 059-224-2772

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日（金）から同月19日（月）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月28日（水）午前11時30分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県庁 1階 第106会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

(4) 本入札は、予算の議決をされるものとして公告します。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

三重県立小児心療センターあすなろ学園臨床検査業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

平成19年4月1日(日)から平成20年3月31日(月)までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県津市城山町1丁目12番3号

三重県立小児心療センターあすなろ学園

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月20日(火)午後5時15分までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し

(3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13

三重県出納局出納総務室契約調整グループ 担当 富岡、土性

電話 059-224-2772

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日(金)から同月19日(月)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月28日(水)午前11時30分

場所 三重県津市桜橋3-446-34

三重県津庁舎 6階 66会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

(4) 本入札は、予算が議決されるものとして公告します。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成19年度健康福祉部関係試験検査施設における特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬及び処分(単価契約)

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

平成19年4月2日（月）から平成20年3月31日（月）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する場所とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

(5) 廃棄物の処分について、「特別管理産業廃棄物収集運搬業」、「特別管理産業廃棄物処分業」、「産業廃棄物収集運搬業」及び「産業廃棄物処分業」の許可を有すること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月22日（木）午後5時15分までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納総務室 担当 加納、土性
電話 059-224-2772

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日(金)から同年3月22日(木)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月29日(木) 午前9時40分
場所 三重県津市広明町13番地
三重県庁 1階 第106会議室

(5) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (4)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であつて、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書(仕様書)によります。

(4) 本入札は、予算の議決をされるものとして公告します。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号)第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

- (1) 名称
みえ防災コーディネーター傷害保険
- (2) 内容
三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定することとします。
- (3) 保険期間
平成19年4月16日（月）午前0時から平成20年4月1日（火）午前0時までとします。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条に規定する損害保険業免許を受けている者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月19日（月）午後5時15分までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 損害保険業免許を受けていることがわかる証書等の写し

4 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納総務室契約調整グループ 担当 宮城
電話 059-224-2772
- (2) 入札説明書（仕様書）の配布方法
(1)の場所で、平成19年3月9日（金）から同月16日（金）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。
- (3) 入札書提出の日時及び場所
日時 平成19年3月29日（木）午前11時
場所 三重県津市広明町13番地
三重県庁 1階 第106会議室
- (4) 開札の日時及び場所
日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (3)に同じです。
- (5) 入札方法等に関する事項
ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。
なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。
イ 入札保証金
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに

該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

(4) 本入札は、予算の議決をされるものとして公告します。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

三重県消防広域化推進計画作成業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成20年3月24日（月）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県知事が入札説明書で（仕様書）で指定する場所とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

(5) 平成14年4月1日以降に国又は都道府県が実施した長期計画及びその他重要な基本計画等の業務を受託した者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月19日（月）午後5時15分までに4の(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4) 2の(5)であることを示す証明書

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納総務室契約調整グループ 担当 宮城
電話 059-224-2772

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日(金)から同月15日(木)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで配布します。

(3) 競争入札参加資格の確認結果通知

平成19年3月22日(木)に通知します。

(4) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月29日(木) 午前11時30分
場所 三重県津市広明町13番地
三重県庁 1階 第106会議室

(5) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (4)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書(仕様書)によります。

(4) 本入札は、予算の議決をされるものとして公告します。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県企業庁会計規程(昭和51年三重県企業庁管理規程第1号)第196条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県企業庁長 井 藤 久 志

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

ア 小型貨物自動車(1500ccクラス、2WD) 2台

イ シングルキャブトラック(最大積載量2トン、2WD) 1台

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県企業庁長が入札説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

(1)のアについては、平成19年5月18日(金)

(1)のイについては、平成19年5月31日(木)

(4) 納入場所

三重県企業庁北勢水道事務所

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県企業庁会計規程(以下「規程」といいます。)第197条の規定に基づき、入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月23日(金)午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し

(3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県企業庁経営管理室経理グループ 担当 村上、奥田

電話 059-224-2829

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日(金)から同月23日(金)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の9時から午後5時まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月29日(木)

1の(1)のアについては、午前10時

1の(1)のイについては、午前10時30分

場所 三重県津市栄町1丁目891

三重県勤労者福祉会館 4階 大会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任

状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規程第207条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規程第212条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県企業庁長が判断した入札者であって、規程第203条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規程第209条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

(4) 本入札は、予算の議決をされるものとして公告します。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁会計規程（平成11年三重県病院事業庁管理規程第14号）第161条第1項の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県病院事業庁長 浦 中 素 史

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成19年度三重県立こころの医療センター臨床検査委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県病院事業庁長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(4) 委託業務履行場所

三重県津市城山1丁目12-1 三重県立こころの医療センター内

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県病院事業庁会計規程（以下「規程」といいます。）第162条の規定に基づき、入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

(5) 検体検査業務について財団法人医療関連サービス振興会が行う医療関連サービスマーク認定を受けている者であること。

- (6) CAP (College of American Pathologists: 米国臨床病理医協会) 又は ISO9000シリーズのいずれかの認定を組織として取得しており、この検査基準に基づく検査精度に信頼がおける者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月16日(金)午後5時までに4の(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 「競争入札参加資格審査結果(登録) 通知書(物件の買入れ等)」の写し
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (4) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (5) 検体検査についての医療関連サービスマーク認定証書の写し。ただし、検査実施ラボラトリーが医療関連サービスマークの認定を取得していない場合は、その基準に基づき検査を行っている旨の書類の写し
- (6) CAP又はISO9000シリーズの認定書のいずれかの写し。ただし、検査実施ラボラトリーがCAP又はISO9000シリーズの認定を取得していない場合は、その基準に基づき検査を行っている旨の書類の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-0818 三重県津市城山1丁目12-1

三重県立こころの医療センター運営調整部医事会計課 担当 三浦

電話 059-235-2125

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日(金)から同月16日(金)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月23日(金)午後2時

場所 三重県津市城山1丁目12-1

三重県立こころの医療センター中央診療棟2階講堂西

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規程第174条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規程第180条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県病院事業庁長が判断した入札者であつて、規程第

170条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規程第176条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

(4) 本入札は、予算の議決をされるものとして公告します。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成19年 3 月 9 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 契約名称

一般国道23号中勢道路埋蔵文化財発掘調査に係る整理所・倉庫の賃貸借契約

(2) 借入物品及び数量

作業所及び事務所 1 棟

倉庫 1 棟

(3) 借入物品の特質等

借入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(4) 契約期間

契約日から平成20年 3 月31日までとします。

(5) 賃貸場所

三重県松阪市嬉野川北町471・493－ 4

三重県埋蔵文化財センター中勢道路整理所

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年 3 月15日（木）午後 3 時まで 4 の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去 2 年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒515-0325 三重県多気郡明和町竹川503番地

三重県埋蔵文化財センター総務課 担当 金森

電話 0596-52-1732

(2) 入札説明書（仕様書）の閲覧方法

(1)の場所で、平成19年3月9日（金）から同月19日（月）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前8時30分から午後5時までとします。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月20日（火）午後1時

場所 三重県多気郡明和町竹川503番地

齋宮歴史博物館 2階 研修室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

(4) 本入札は、予算の議決をされるものとして公告します。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 契約名称

情報教育機器賃貸借契約

(2) 借入物品及び数量

教育用コンピュータ3台及び周辺機器一式（据付け、配線、調整等を含みます。）

(3) 借入物品の特質等

借入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(4) 契約期間

平成19年4月1日から平成23年3月31日までとします。

(5) 納入期限

平成19年3月30日（金）午前11時までとします。

(6) 納入場所

三重県立養護学校北勢きらら学園 教室

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月19日（月）午後3時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（ただし、複数年契約の場合は、過去2年の間に検収等を受けた契約（契約期間中を含みます。）の実績の有無を示す報告書）

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒512-1203 三重県四日市市下海老町字高松161番地

三重県立養護学校北勢きらら学園 担当 吉岡

電話 059-327-0542

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日（金）から同月19日（月）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前9時から午後5時まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月23日（金）午前11時

場所 三重県四日市市下海老町字高松161番地

三重県立養護学校北勢きらら学園 会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県警察本部長 大庭靖彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

運転免許試験車両維持管理業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県警察本部長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

平成19年4月2日から平成20年3月31日までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県警察本部長が指定するものとします。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

(5) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第80条及び第94条の2の規定による自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定を受けた整備工場を津市内に有する者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月15日（木）午後3時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6

月以内に発行したものです。)の写し

- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業所にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (4) 「競争入札参加審査結果(登録)通知書(物件の買入れ等)」の写し
- (5) 2の(5)に示す整備工場を有する証明書
- (6) 運転免許センターへ派遣する車両整備員の実務経験を証明する書類

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課用度係 担当 潤田

電話 059-222-0110 (内線) 2261

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で平成19年3月9日(金)から同月14日(水)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時まで配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月23日(金) 午前10時

場所 三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部 2階 入札室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人がするものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札執行回数は、3回を限度とします。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であつて、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書(仕様書)によります。

- (4) 本入札は、予算の議決をされるものとして公告します。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県警察本部長 大庭靖彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

- ア 路側式道路標識保守点検業務委託 第1号
- イ 路側式道路標識保守点検業務委託 第2号
- ウ 路側式道路標識保守点検業務委託 第3号
- エ 路側式道路標識保守点検業務委託 第4号
- オ 路側式道路標識保守点検業務委託 第5号
- カ 路側式道路標識保守点検業務委託 第6号
- キ 路側式道路標識保守点検業務委託 第7号

(2) 委託業務の内容等

三重県警察本部長が入札説明書及び路側式道路標識保守点検業務委託仕様書で指定する内容とし、数量については、次のとおりとします。

- (1)のア 21,180本
- (1)のイ 15,139本
- (1)のウ 19,233本
- (1)のエ 22,212本
- (1)のオ 8,359本
- (1)のカ 14,822本
- (1)のキ 5,317本

(3) 委託期間

平成19年4月1日（日）から平成20年3月31日（月）までとします。

(4) 委託業務履行場所

- (1)のア 桑名、四日市南警察署管内
- (1)のイ いなべ、四日市北、四日市西警察署管内
- (1)のウ 亀山、鈴鹿、伊賀警察署、高速道路交通警察隊管内
- (1)のエ 津、松阪警察署管内
- (1)のオ 津南、名張警察署管内
- (1)のカ 大台、伊勢、鳥羽警察署管内
- (1)のキ 尾鷲、熊野、紀宝警察署管内

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項及び第60条の2第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領及び三重県建設工事等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (7) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と同種の保守契約又は路側式道路標識設置工事（規制標識・指示標識・補助標識で大型標識を除く路側式道路標識設置工事、

ただし、他工種合併工事は不可とします。)の契約を締結し、当該契約を履行した実績を有する者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月20日(火)午後4時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。提出された証明書等を審査した結果、当該委託業務を履行することができると認められた者に限り、入札の参加対象者としてします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 「競争入札参加資格審査結果(登録)通知書(物件の買入れ等)」の写し
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (4) 路側式道路標識保守点検仕様書で示した点検業務が履行できることを証明する書類(過去の点検実績、路側式道路標識設置工事の契約書の写し等)

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課施設室安全施設係 担当 西口

電話 059-222-0110 (内線 2285)

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日(金)から同月16日(金)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前9時から午後4時まで配布します。

(3) 競争入札参加資格の確認結果通知

平成19年3月22日(木)に通知します。

(4) 入札書提出の日時及び場所

ア 日時

- ア 1の(1)のア 平成19年3月28日(水)午前9時30分
- イ 1の(1)のイ 平成19年3月28日(水)午前9時45分
- ウ 1の(1)のウ 平成19年3月28日(水)午前10時
- エ 1の(1)のエ 平成19年3月28日(水)午前10時15分
- オ 1の(1)のオ 平成19年3月28日(水)午前10時30分
- カ 1の(1)のカ 平成19年3月28日(水)午前10時45分
- キ 1の(1)のキ 平成19年3月28日(水)午前11時

イ 場所 三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部 2階 入札室

(5) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (4)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札執行回数は、3回を限度とします。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

(4) 本入札は、予算の議決をされるものとして公告します。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県警察本部長 大庭靖彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

パーキングメーター及びパーキングチケット保守点検業務委託

(2) 委託業務の内容

パーキングメーター、チケット等の機能保持及び障害を防止するための保守点検業務

(3) 委託期間

平成19年4月1日（日）から平成20年3月31日（月）までとします。

(4) 委託業務履行場所

四日市南警察署管内 他3警察署管内

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項及び第60条の2第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領及び三重県建設工事等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

(5) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

(7) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と同種の保守契約又はパーキングメーター及びパーキングチケット設置工事等の契約を締結し、当該契約を履行した実績を有する者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月20日（火）午後4時までに4の(1)の場所に

提出しなければなりません。提出された証明書等を審査した結果、当該委託業務を履行することができると認められた者に限り、入札の参加対象者とします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書（物件の買入れ等）」の写し
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) パーキングメーター及びパーキングチケット保守点検業務委託仕様書で示した点検を履行できることを証明する書類（過去の点検実績、パーキングメーター及びパーキングチケット設置工事等の契約書の写し、仕様書等）

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課 施設室安全施設係 担当 中村

電話 059-222-0110（内線 2282）

(2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日（金）から同月16日（金）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前9時から午後4時まで配布します。

(3) 競争入札参加資格の確認結果通知

平成19年3月22日（木）に通知します。

(4) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月28日（水）午後1時15分

場所 三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部 2階 入札室

(5) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (4)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札執行回数は、3回を限度とします。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であつて、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第

72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

- (1) 契約書作成の要否
要

- (2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

- (3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

- (4) 本入札は、予算の議決をされるものとして公告します。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県警察本部長 大庭靖彦

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名

交通信号機等保守点検委託

- (2) 委託業務の内容

交通信号機等の機能保持及び障害を防止するための保守点検業務

- (3) 委託期間

平成19年4月1日（日）から平成20年3月31日（月）までとします。

- (4) 委託業務履行場所

県内全域

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項及び第60条の2第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領及び三重県建設工事等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

- (5) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

- (7) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と同種の保守契約又は交通信号機設置工事等の契約を締結し、当該契約を履行した実績を有する者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月20日（火）午後4時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。提出された証明書等を審査した結果、当該委託業務を履行することができると認められた者に限り、入札の参加対象者とします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書（物件の買入れ等）」の写し

- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

- (4) 交通信号機点検基準等により、保守点検業務が履行できることを証明する書類（過去の点検実績、交通信号機設置工事等の契約書の写し、仕様書等）

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課施設室安全施設係 担当 中村

電話 059-222-0110 (内線 2282)

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日(金)から同月16日(金)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前9時から午後4時まで配布します。

(3) 競争入札参加資格の確認結果通知

平成19年3月22日(木)に通知します。

(4) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月28日(水) 午後1時30分

場所 三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部 2階 入札室

(5) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (4)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札執行回数は、3回を限度とします。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書(仕様書)によります。

(4) 本入札は、予算の議決をされるものとして公告します。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号)第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県警察本部長 大 庭 靖 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

交通管制システム中央装置等保守委託

(2) 委託業務の内容

交通管制システム中央装置等の機能保持及び障害を防止するための保守点検業務

(3) 委託期間

平成19年4月1日(日)から平成20年3月31日(月)までとします。

(4) 委託業務履行場所

津市桜橋3丁目446-34 交通管制センター 他8箇所

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第60条第2項及び第60条の2第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領及び三重県建設工事等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

(5) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

(7) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と同種の保守契約又は交通管制中央機器工事等の契約を締結し、当該契約を履行した実績を有する者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月20日(火)午後4時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。提出された証明書等を審査した結果、当該委託業務を履行することができると認められた者に限り、入札の参加対象者としてします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 「競争入札参加資格審査結果(登録)通知書(物件の買入れ等)」の写し

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し

(3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し

(4) 交通管制システム機器点検基準により、保守点検業務を履行できることを証明する書類(過去の点検実績、交通管制中央機器工事等の契約書の写し、仕様書等)

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課施設室安全施設係 担当 中村

電話 059-222-0110 (内線 2282)

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日(金)から同月16日(金)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前9時から午後4時まで配布します。

(3) 競争入札参加資格の確認結果通知

平成19年3月22日(木)に通知します。

(4) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月28日(水)午後1時45分

場所 三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部 2階 入札室

(5) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (4)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札執行回数は、3回を限度とします。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

(4) 本入札は、予算の議決をされるものとして公告します。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県警察本部長 大庭靖彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

交通管制システム端末機器保守委託

(2) 委託業務の内容

交通管制システム端末機器の機能保持及び障害を防止するための保守点検業務

(3) 委託期間

平成19年4月1日（日）から平成20年3月31日（月）までとします。

(4) 委託業務履行場所

県内全域

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第60条第2項及び第60条の2第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領及び三重県建設工事等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (7) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と同種の保守契約又は交通管制端末機器工事等の契約を締結し、当該契約を履行した実績を有する者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月20日(火)午後4時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。提出された証明書等を審査した結果、当該委託業務を履行することができると認められた者に限り、入札の参加対象者とします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 「競争入札参加資格審査結果(登録)通知書(物件の買入れ等)」の写し
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (3) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (4) 交通管制システム機器点検基準により、保守点検業務を履行できることを証明する書類(過去の点検実績、交通管制端末機器工事等の契約書の写し、仕様書等)

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町1丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課施設室安全施設係 担当 中村
電話 059-222-0110 (内線 2282)

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成19年3月9日(金)から同月16日(金)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前9時から午後4時まで配布します。

(3) 競争入札参加資格の確認結果通知

平成19年3月22日(木)に通知します。

(4) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月28日(水)午後2時
場所 三重県津市栄町1丁目100番地
三重県警察本部 2階 入札室

(5) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (4)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札執行回数は、3回を限度とします。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否
要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

(4) 本入札は、予算の議決をされるものとして公告します。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号)第59条の規定により公告します。

平成19年3月9日

三重県警察本部長 大庭靖彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

ア 三重県警察本部外1庁舎清掃管理業務

イ 三重県運転免許センター清掃管理業務

ウ 桑名警察署外5庁舎清掃管理業務

エ 津警察署外16庁舎清掃管理業務

オ 伊勢警察署外6庁舎清掃管理業務

(2) 委託業務の内容

警察各施設の清掃業務

(3) 委託期間

平成19年4月2日から平成20年3月31日まで

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

(5) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号及び第2号又は第8号に掲げる事業について三重県知事の登録をうけている者であること。

(7) 1の(1)ア、ウ、エの業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の内、指定する施設の専任技術者として選任できる者であること。

(8) 1の(1)ア、イの業務は、津市の一般廃棄物収集運搬業の許可及び市等搬入許可を有する者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成19年3月20日(火)正午までに4の(1)の場所に提出してください。

提出された証明書等を審査した結果、当該業務を履行することができると認められた者に限り、入札の参加対象者とします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (4) 競争入札参加資格確認申請書
- (5) 「競争入札参加資格審査結果(登録)通知書(物件の買入れ等)」の写し
- (6) 2の(7)に掲げる配置予定者にかかる資格者証の写し、経歴書、雇用関係を証明できる健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証等の写し
- (7) 2の(7)、(8)に掲げる資格等の有無を示す書類の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課施設室管財係 担当 齋藤

電話 059-222-0110 (内線) 2276

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で平成19年3月9日(金)から同月16日(金)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時まで配布します。

(3) 競争入札参加資格の結果通知

平成19年3月22日(木)に通知します。

(4) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成19年3月26日(月)

1の(1)のア 午前11時

1の(1)のイ 午前11時20分

1の(1)のウ 午前11時40分

1の(1)のエ 正午

1の(1)のオ 午後1時

場所 三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部 2階 入札室

(5) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (4)に同じです。

(6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人がするものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載することとします。

ウ 入札執行回数は、3回を限度とします。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

(4) 本入札は、予算への議決をされるものとして公告します。

お知らせ

次のとおり県有財産の一般競争入札を行いますので、希望者は現物を確認し、入札説明書を熟読の上参加してください。

平成19年3月9日

三重県知事 野呂昭彦

1 売払物件

物件名	所在地	地目	地籍（実測）	地籍（登記簿）
松阪市大黒田町用地	松阪市大黒田町字下野413番の16	宅地	1,787.32㎡	1,787.32㎡

2 入札に必要な資格

次のいずれにも該当しない者としてします。

(1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含みます。）

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分決定を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 現場説明の日時及び場所

平成19年3月22日（木）午前10時 売払物件所在地

4 入札及び開札の日時及び場所

平成19年3月29日（木）午前10時

松阪市高町138番地 三重県松阪庁舎3階第32会議室

5 入札説明書の配布について

三重県津市広明町13番地 三重県庁5階 三重県県土整備部公共用地室財産管理グループ（担当 小林、上村）にて配布します。

なお、電話（059-224-2661）にてご請求いただきましたら郵送いたします。

また、三重県ホームページでも入札説明書を掲載しています。

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、現金又は金融機関が振り出した小切手により入札価格の100分の5以上の金

額の入札保証金を入札開始までに納めなければなりません。

7 落札者の決定

入札価格が県の最低売却価格以上で、かつ、最高価格による入札者を落札者とします。

ただし、落札者となる同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上とします。

9 用途の制限

(1) 落札者は、県有財産売買契約締結の日から 5 年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはなりません。

(2) 落札者は、売買物件を暴力団関連施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供してはなりません。

10 最低売却価格

43,789,000円

11 その他

入札の際は、印鑑及び入札者が代理人であるときは委任状を持参してください。

12 問い合わせ先

三重県県土整備部公共用地室財産管理グループ 担当 小林、上村

三重県津市広明町13番地 電話059-224-2661

毎週火、金曜日発行
購読料（送料並びに消費税及び地方税含む。）
1 箇月 3,000円
1 箇年 36,000円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成19年3月9日発行
津市広明町13番地
三 重 県
印刷・販売 株式会社伊勢出版
〒514-0815 津市藤方亀の越977
TEL 059-225-8212(代) FAX 059-225-9431